

Q001 所得税の仕組み [基礎]

問題：個人の所得税の課税期間として、最も適切なものはどれか。

ア：原則として毎年1月1日から12月31日までの1年間

イ：毎年4月1日から翌年3月31日まで

ウ：納税者が自由に選んだ12か月

エ：5年間をまとめて1課税期間とする

正答：ア

ア：○ 所得税は暦年単位で所得を計算する。

イ：× 法人の事業年度等と混同している。

ウ：× 個人所得税は原則暦年課税である。

エ：× 原則毎年課税する。

総合解説：所得税は暦年課税が原則で、その年中の各所得を計算し所得控除・税額控除等を適用する。

Q002 所得税の仕組み [基礎]

問題：所得税額を計算する基本的な順序として、最も適切なものはどれか。

ア：税額控除→収入計算→所得控除→税率

イ：各所得を計算・損益通算等→所得控除→課税所得に税率適用→税額控除

ウ：収入金額へ直接税率を掛け、必要経費を後から足す

エ：所得控除と税額控除はどちらも税率適用前に差し引く

正答：イ

ア：× 順序が逆である。

イ：○ 所得金額から所得控除を差し引いて課税所得を求め、税率を適用した後に税額控除する。

ウ：× 所得税は原則収入そのものではなく所得に課税する。

エ：× 税額控除は算出税額から差し引く。

総合解説：所得控除と税額控除の位置が違う点は頻出。

Q003 所得税の仕組み [基礎]

問題：所得税の超過累進税率について、最も適切な説明はどれか。

ア：課税所得が1円増えると全所得に最高税率45%がかかる

イ：所得税率は全員一律10%である

ウ：課税所得が高くなるにつれ、一定の所得帯を超えた部分により高い税率が適用される

エ：所得税率は5%と45%の2段階だけである

正答：ウ

ア：× 各所得帯ごとに税率が適用される。

イ：× 超過累進税率である。

ウ：○ 所得税率は5%から45%の7段階で、超過累進方式である。

エ：× 7段階である。

総合解説：速算表の控除額は超過累進税率を簡便に計算するための調整額。

Q004 所得税の仕組み [基礎]

問題：所得控除と税額控除の違いとして、最も適切なものはどれか。

ア：両者とも必ず収入金額から直接差し引く

イ：所得控除は税額から、税額控除は所得から差し引く

ウ：両者に制度上の違いはない

エ：所得控除は課税所得を減らし、税額控除は算出された所得税額から直接差し引く

正答：エ

ア：× 所得控除は所得金額から、税額控除は税額から差し引く。

イ：× 説明が逆である。

ウ：× 税負担への作用が異なる。

エ：○ 控除される段階が異なる。

総合解説：同額の控除でも所得控除と税額控除では減税効果の計算方法が異なる。

Q005 所得税の仕組み [標準]

問題：課税所得金額が500万円で、所得税率20%・控除額427,500円の速算表を使う場合、復興特別所得税等を考慮しない所得税額はいくらか。

- ア．572,500円
イ．1,000,000円。控除額を差し引かない
ウ．427,500円。速算表の控除額そのものを税額とする
エ．72,500円。税率を10%として計算する

正答：ア

ア：○ $500\text{万円} \times 20\% - 427,500\text{円} = 572,500\text{円}$ 。

イ：× 速算表の控除額を差し引く。

ウ：× これは調整用控除額である。

エ：× 問題条件は20%である。

総合解説：超過累進税率の速算は『課税所得×税率 - 控除額』。

Q006 所得税の仕組み [標準]

問題：給与から毎月所得税が源泉徴収されている会社員について、最も適切な説明はどれか。

- ア．毎月の源泉徴収額がその月の所得税の最終確定額で、年間精算は一切ない
イ．源泉徴収額は年間税額の前払い的性格を持ち、年末調整や確定申告で過不足を精算する場合がある
ウ．源泉徴収された所得税は納税者の税負担と無関係である
エ．給与所得者はどんな場合でも確定申告できない

正答：イ

ア：× 年末調整等で精算する。

イ：○ 毎月の源泉徴収額と最終年税額が必ず一致するとは限らない。

ウ：× 年間税額の計算に反映される。

エ：× 医療費控除等で申告する場合がある。

総合解説：源泉徴収・年末調整・確定申告の役割を整理する。

Q007 所得税の仕組み [標準]

問題：給与所得者が医療費控除の適用を受けたい場合の手続として、原則最も適切なのはどれか。

- ア：勤務先の年末調整だけで必ず完結する
- イ：市区町村へ住民票を出すだけで所得税の医療費控除が自動適用される
- ウ：確定申告を行う
- エ：翌年の給与へ医療費を加算する

正答：ウ

- ア：× 医療費控除は年末調整の対象外である。
- イ：× 所得税の確定申告が必要となる。
- ウ：○ 医療費控除は通常、勤務先の年末調整では適用できない。
- エ：× 控除手続ではない。

総合解説：給与所得者でも年末調整対象外の所得控除・税額控除等では確定申告が必要。

Q008 所得税の仕組み [標準]

問題：所得税の損益通算で、一定の制限を除き赤字を他の所得と通算できる代表的な所得の組合せとして最も適切なのはどれか。

- ア：給与所得・利子所得・配当所得・一時所得
- イ：退職所得・給与所得だけ
- ウ：雑所得だけ
- エ：不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得

正答：エ

- ア：× これらの赤字を一般的な損益通算対象とする制度ではない。
- イ：× 代表4所得とは異なる。
- ウ：× 雑所得の赤字は原則他所得と損益通算できない。
- エ：○ これら4所得の損失は一定の制限のもと損益通算の対象となる。

総合解説：損益通算は『不事山譲』と覚えるが、土地等取得借入利子など除外規定もある。

Q009 所得税の仕組み [応用]

問題：給与所得600万円、事業所得100万円、不動産所得が50万円の赤字で、赤字全額が損益通算可能とする。他の所得を無視した総所得金額はいくらか。

ア．650万円

イ．700万円。不動産所得の赤字を無視する

ウ．550万円。事業所得100万円まで赤字として差し引く

エ．750万円。不動産所得の赤字をプラスとして加算する

正答：ア

ア：○ 600 + 100 - 50 = 650万円。

イ：× 損益通算可能という条件なので差し引く。

ウ：× 事業所得は黒字100万円である。

エ：× 赤字は差し引く。

総合解説：損益通算は所得区分を確定した後に行う。

Q010 所得税の仕組み [標準]

問題：所得税と個人住民税の関係として、最も適切な説明はどれか。

ア．所得税と住民税は名称だけ違い制度・控除・税率が完全に同じ

イ．所得税は国税、個人住民税は地方税であり、所得控除額や税率等に違いがある

ウ．所得税は地方税で住民税は国税である

エ．所得税を納めれば住民税は法律上必ずゼロになる

正答：イ

ア：× 制度差がある。

イ：○ 両者は別税目で計算体系も完全同一ではない。

ウ：× 逆である。

エ：× 別税目として課税され得る。

総合解説：FPでは所得税の控除額を住民税へそのまま流用しないことが重要。

Q011 所得税の仕組み [応用]

問題：基準所得税額が40万円の場合、復興特別所得税率2.1%だけを計算するといくらか。

ア：84,000円。21%として計算する

イ：2,100円。基準額10万円として計算する

ウ：8,400円

エ：408,400円。所得税と合計した額を復興特別所得税額とする

正答：ウ

ア：× 税率は2.1%である。

イ：× 基準所得税額は40万円である。

ウ：○ $40\text{万円} \times 2.1\% = 8,400\text{円}$ 。

エ：× 復興特別所得税額自体は8,400円。

総合解説：実際の納付では所得税と復興特別所得税を合わせて扱う。

Q012 所得税の仕組み [標準]

問題：年収が同じ2人でも所得税額が異なる理由として、最も適切なものはどれか。

ア：所得税は必ず年収だけで一律に決まるので差は生じない

イ：家族構成は所得税に一切影響しない

ウ：同じ年収なら税率も税額も法律上必ず完全同額である

エ：必要経費・給与所得控除や所得控除、適用税額控除などが人によって異なるため

正答：エ

ア：× 各種控除等が影響する。

イ：× 人的控除等に影響する場合がある。

ウ：× 課税所得が異なれば税額も異なる。

エ：○ 所得税は単純な収入額だけでは決まらない。

総合解説：収入→所得→課税所得→税額という段階を区別する。

Q013 10種類の所得【基礎】

問題：所得税法上の10種類の所得に含まれないものはどれか。

ア：相続所得

イ：給与所得

ウ：不動産所得

エ：雑所得

正答：ア

ア：○ 相続により取得する財産は相続税の対象で、所得税の10種類の所得に『相続所得』という区分はない。

イ：× 10種類の所得の一つである。

ウ：× 10種類の所得の一つである。

エ：× 10種類の所得の一つである。

総合解説：10種類は利子・配当・不動産・事業・給与・退職・山林・譲渡・一時・雑。

Q014 10種類の所得【基礎】

問題：個人が所有マンションを第三者へ賃貸して受け取る家賃収入の所得区分として、原則最も適切なものはどれか。

ア：給与所得

イ：不動産所得

ウ：退職所得

エ：一時所得

正答：イ

ア：× 雇用の対価ではない。

イ：○ 土地・建物等の貸付けによる所得は原則不動産所得である。

ウ：× 退職に基因する給付ではない。

エ：× 継続的な不動産貸付けから生じる所得である。

総合解説：不動産貸付けは事業的規模か否かにかかわらず、原則として不動産所得の区分。

Q015 10種類の所得【基礎】

問題：老齢基礎年金・老齢厚生年金など公的年金等の所得区分として、原則最も適切なのはどれか。

- ア：給与所得。勤務先からの給与と同じ区分で扱う
- イ：退職所得。退職時の一時金と同じ区分で扱う
- ウ：雑所得。公的年金等控除を用いて所得を計算する
- エ：利子所得。年金原資の運用利息として扱う

正答：ウ

ア：× 公的年金は給与所得ではない。

イ：× 年金形式は原則雑所得。

ウ：○ 老齢基礎年金・老齢厚生年金等は雑所得。

エ：× 公的年金は利子所得ではない。

総合解説：雑所得には公的年金等、業務に係るもの、その他の雑所得などがある。

Q016 10種類の所得【標準】

問題：営利目的の継続的行為ではなく、労務の対価でもない懸賞の賞金を受け取った場合の所得区分として、原則最も適切なのはどれか。

- ア：給与所得。応募行為を労務提供とみなす
- イ：事業所得。賞金を受け取れば必ず事業になる
- ウ：退職所得。臨時収入は退職所得になる
- エ：一時所得。継続的営利行為や労務対価ではない一時的収入だからである

正答：エ

ア：× 雇用関係の対価ではない。

イ：× 継続的事业でない。

ウ：× 退職に基因しない。

エ：○ 懸賞金は要件を満たせば一時所得。

総合解説：一時所得には生命保険の満期返戻金等も契約関係に応じ該当することがある。

Q017 10種類の所得【標準】

問題：個人が上場株式を売却して生じた利益の所得区分として、原則最も適切なのはどれか。

ア：譲渡所得等として株式等の譲渡所得等の申告分離課税の対象となる

イ：給与所得

ウ：利子所得

エ：不動産所得

正答：ア

ア：○ 株式等の譲渡益は他の総合課税所得と分離して課税される。

イ：× 雇用の対価ではない。

ウ：× 株式売買差益は利子ではない。

エ：× 不動産貸付けによる所得ではない。

総合解説：株式等の譲渡は一般資産の総合課税譲渡と区別する。

Q018 10種類の所得【標準】

問題：株式会社から受け取る剰余金の配当と、銀行預金から受け取る利子の所得区分の組合せとして最も適切なのはどれか。

ア：配当も預金利子も給与所得

イ：配当は配当所得、預金利子は利子所得

ウ：配当は利子所得、預金利子は配当所得

エ：両方とも一時所得

正答：イ

ア：× 雇用所得ではない。

イ：○ 所得の発生源により区分する。

ウ：× 逆である。

エ：× 継続的な金融所得の区分が別にある。

総合解説：金融商品からの収益でも、利子・配当・譲渡益で所得区分が異なる。

Q019 10種類の所得【標準】

問題：勤務先から退職時に一括で受ける退職手当と、退職後に年金形式で受ける企業年金について、一般的な所得区分の組合せとして最も適切なのはどれか。

ア：両方とも必ず給与所得

イ：退職手当は雑所得、企業年金は退職所得

ウ：退職手当は退職所得、年金形式の企業年金は雑所得となることがある

エ：両方とも非課税所得

正答：ウ

ア：× 退職後の給付には別の所得区分がある。

イ：× 一般的な区分が逆である。

ウ：○ 一時金が年金かで所得区分が異なる代表例である。

エ：× 課税所得となる。

総合解説：同じ退職給付でも受取方法により課税区分が変わる。

Q020 10種類の所得【標準】

問題：山林を取得してから4年後に伐採・譲渡して得た所得について、山林所得の扱いとして最も適切な説明はどれか。

ア：保有期間に関係なく必ず山林所得になる

イ：必ず退職所得になる

ウ：必ず非課税となる

エ：取得後5年以内の譲渡等は山林所得ではなく、事業所得または雑所得となる場合がある

正答：エ

ア：× 5年超の要件がある。

イ：× 退職に基因しない。

ウ：× 所得区分に応じ課税される。

エ：○ 山林所得は原則として取得後5年を超えて保有した山林の伐採・譲渡による所得。

総合解説：山林所得は長期育成という特殊性から独立区分と5分5乗方式を持つ。

Q021 10種類の所得【応用】

問題：会社員が継続して副業を行っている場合、その所得が事業所得か雑所得かを判定する考え方として最も適切なのはどれか。

ア：活動の営利性・継続性・規模・帳簿保存など実態を総合して判定する

イ：副業は金額に関係なく必ず事業所得になる

ウ：給与以外の収入はすべて一時所得になる

エ：勤務先に知られていなければ必ず非課税となる

正答：ア

ア：○ 単に『副業』という名称だけで自動的に所得区分は決まらない。

イ：× 実態に応じて雑所得となる場合がある。

ウ：× 各所得区分の要件に従う。

エ：× 課税関係とは無関係。

総合解説：所得区分は税務効果が大きいため、名称ではなく実態で判断する。

Q022 10種類の所得【応用】

問題：同じ土地について『貸して家賃を得る』『売却して利益を得る』場合の所得区分として、最も適切な組合せはどれか。

ア：貸付けも売却も給与所得

イ：貸付けによる所得は不動産所得、売却益は土地建物等の譲渡所得として分離課税

ウ：貸付けは譲渡所得、売却は不動産所得

エ：両方とも利子所得

正答：イ

ア：× 雇用の対価ではない。

イ：○ 同じ資産でも取引形態で所得区分が変わる。

ウ：× 逆である。

エ：× 土地の貸付け・譲渡は利子所得ではない。

総合解説：何を所有しているかだけでなく、どの取引から所得が生じたかで分類する。

Q023 総合課税・分離課税 [基礎]

問題：総合課税制度について、最も適切な説明はどれか。

ア：すべての所得を必ず一律20.315%で課税する

イ：所得ごとに完全に別申告し合計しない制度

ウ：対象となる複数の所得を合計して課税所得を求め、超過累進税率を適用する

エ：給与所得だけに適用される制度

正答：ウ

ア：× 総合課税は超過累進税率。

イ：× それは分離課税の説明に近い。

ウ：○ 所得税は総合課税が原則である。

エ：× 不動産・事業など多くの所得が総合課税対象。

総合解説：総合課税対象と分離課税対象を所得種類だけでなく取引内容で判定する。

Q024 総合課税・分離課税 [基礎]

問題：申告分離課税制度について、最も適切な説明はどれか。

ア：源泉徴収だけで必ず納税が完結する方式

イ：すべての給与所得に適用する方式

ウ：所得控除を一切認めないという意味

エ：一定の所得を他の所得と合算せず分離して税額計算し、確定申告で納税する方式

正答：エ

ア：× それは源泉分離課税。

イ：× 給与は原則総合課税。

ウ：× 分離の意味は他所得と別計算すること。

エ：○ 土地建物・株式等の譲渡などに用いられる。

総合解説：申告分離と源泉分離を区別する。

Q025 総合課税・分離課税 [標準]

問題：国内銀行の一般的な預金利子に対する個人の所得税等の課税として、最も適切なものはどれか。

ア：原則として源泉分離課税で、20.315%が源泉徴収される

イ：給与所得と合算して必ず超過累進税率を適用する

ウ：非課税なので源泉徴収されない

エ：必ず贈与税が課税される

正答：ア

ア：○ 国内預貯金利子は原則源泉分離課税。

イ：× 原則源泉分離課税。

ウ：× 原則課税される。

エ：× 利子所得の所得課税。

総合解説：利子所得でも特定公社債等の利子は課税方式が異なるため商品区分に注意。

Q026 総合課税・分離課税 [標準]

問題：上場株式等の配当所得について、一定の要件のもと選択できる課税方法として最も適切なものはどれか。

ア：必ず総合課税だけ

イ：確定申告不要、総合課税、申告分離課税の選択肢がある

ウ：必ず一時所得

エ：必ず非課税

正答：イ

ア：× 申告分離・申告不要の選択肢がある。

イ：○ 上場株式等の配当は申告方法に選択肢がある。

ウ：× 配当所得である。

エ：× NISA等を除き課税対象。

総合解説：配当控除を利用したい場合は総合課税が前提となる。

Q027 総合課税・分離課税 [標準]

問題：個人が土地を売却して生じた譲渡所得の課税方式として、原則最も適切なものはどれか。

ア：給与所得と必ず合算して総合課税

イ：源泉分離課税で申告できない

ウ：他の総合課税所得と分離して申告分離課税

エ：一律非課税

正答：ウ

ア：× 土地建物等は分離課税。

イ：× 申告分離課税である。

ウ：○ 土地・建物等の譲渡所得は分離課税。

エ：× 特例がなければ課税対象。

総合解説：土地建物の譲渡は所有期間により長期・短期の税率区分も変わる。

Q028 総合課税・分離課税 [標準]

問題：退職所得の課税方式として、最も適切な説明はどれか。

ア：給与所得へ必ず全額合算する

イ：退職金は常に非課税

ウ：退職所得には所得控除の概念が一切ない

エ：他の所得と分離して税額を計算し、退職所得の受給に関する申告書を提出していれば原則源泉徴収で完結する

正答：エ

ア：× 退職所得として分離課税。

イ：× 退職所得控除を超える部分等が課税対象。

ウ：× 退職所得控除がある。

エ：○ 退職所得は分離課税で勤続年数に応じた退職所得控除等を用いる。

総合解説：退職所得は長年の勤務の対価という性質から税負担が平準化されている。

Q029 総合課税・分離課税 [応用]

問題：国内上場株式の配当について、総合課税と申告分離課税を比較する際の考え方として最も適切なのはどれか。

ア：総合課税では一定の国内配当に配当控除を適用できる一方、申告分離課税では上場株式等の譲渡損失との損益通算を検討できる

イ：どちらを選んでも配当控除と譲渡損失通算を必ず同時に使える

ウ：総合課税を選ぶと配当所得が非課税になる

エ：申告分離を選ぶと株式譲渡損失との通算は絶対にできない

正答：ア

ア：○ 選択により使える制度が異なる。

イ：× 申告分離では配当控除不可。

ウ：× 課税所得へ合算される。

エ：× 一定の要件で可能。

総合解説：配当課税方式は所得水準・損失の有無・配当控除等を総合して判断する。

Q030 総合課税・分離課税 [応用]

問題：高所得者が上場株式配当を総合課税にする場合、申告分離課税と比べる際に特に確認すべき点として最も適切なのはどれか。

ア：総合課税の税率は所得額に関係なく常に5%

イ：総合課税では他の所得と合算され累進税率の影響を受けるため、配当控除を含む実効税率を比較する

ウ：申告分離課税では配当所得が給与所得に加算される

エ：課税方式を選んでも税負担は制度上必ず同額

正答：イ

ア：× 超過累進税率。

イ：○ 総合課税は所得水準により税率が変わる。

ウ：× 他所得と分離計算。

エ：× 税率・控除・通算可否で異なる。

総合解説：課税方法の選択は名目税率だけでなく税額控除や損益通算まで比較する。

Q031 給与・退職・事業所得 [基礎]

問題：会社員の年間給与収入から税法上の『給与所得』を求める際、最初に差し引くものとして最も適切なものはどれか。

- ア：給与等の収入金額 - 基礎控除額
- イ：給与等の収入金額 - 社会保険料だけ
- ウ：給与等の収入金額 - 給与所得控除額
- エ：給与等の収入金額そのもの

正答：ウ

ア：× 基礎控除は所得控除であり給与所得計算後に適用する。

イ：× 給与所得控除を先に用いる。

ウ：○ 給与所得者には必要経費に代わる概算控除として給与所得控除がある。

エ：× 収入と所得は異なる。

総合解説：給与所得控除は給与所得を求める段階、基礎控除等はその後の所得控除段階。

Q032 給与・退職・事業所得 [基礎]

問題：2026年4月1日現在施行の制度で、給与等の収入金額が190万円以下の場合の給与所得控除額として、最も適切なものはどれか。

- ア：55万円。2024年分以前の旧最低保障額を用いる
- イ：74万円。2026年度改正後の未施行額を用いる
- ウ：195万円。高収入者の控除上限額を用いる
- エ：65万円。2025年度改正が施行済みの最低保障額である

正答：エ

ア：× 旧制度。

イ：× 4月1日時点では未施行。

ウ：× 上限額と最低保障額を混同。

エ：○ 2026年4月1日時点は65万円。

総合解説：法令基準日では『施行済み』かを確認し、後施行の改正を混ぜない。

Q033 給与・退職・事業所得 [標準]

問題：給与収入500万円の給与所得者について、給与所得控除額を『収入金額×20%＋44万円』とする区分が適用される場合、給与所得はいくらか。

- ア．356万円
- イ．144万円。給与所得控除額を給与所得とする
- ウ．400万円。控除率20%だけを差し引く
- エ．456万円。44万円だけを控除する

正答：ア

ア：○ 給与所得控除は500万円×20%＋44万円＝144万円、給与所得は500－144＝356万円。

イ：× 求めるのは控除後の給与所得。

ウ：× 44万円の加算も必要。

エ：× 20%部分も控除する。

総合解説：給与所得は収入金額から所定の給与所得控除額を差し引く。

Q034 給与・退職・事業所得 [基礎]

問題：給与等の収入金額が850万円を超える場合の給与所得控除額の上限として、2026年4月1日基準で最も適切なものはどれか。

- ア．65万円。最低保障額を上限として用いる
- イ．195万円。給与収入850万円超では控除額が頭打ちになる
- ウ．850万円。収入区分の境界額を控除額とする
- エ．245万円。現行制度にない上限額を用いる

正答：イ

ア：× 最低保障額。

イ：○ 現行上限は195万円。

ウ：× 収入額と控除額を混同。

エ：× 上限は195万円。

総合解説：高給与収入では給与所得控除が頭打ちになる。

Q035 給与・退職・事業所得 [基礎]

問題：給与所得者の特定支出控除について、最も適切な説明はどれか。

ア：給与所得者は実額経費を一切控除できない

イ：特定支出は給与収入全額を超えなければ控除できない

ウ：一定の特定支出額が給与所得控除額の2分の1を超える場合、その超える部分を給与所得から控除できる

エ：私的な旅行費なら無条件で特定支出になる

正答：ウ

ア：× 特定支出控除制度がある。

イ：× 基準は原則給与所得控除額の2分の1。

ウ：○ 職務に直接必要な一定支出等について特例がある。

エ：× 職務関連等の要件がある。

総合解説：給与所得控除に加えて一定の実額経費を認める例外制度。

Q036 給与・退職・事業所得 [基礎]

問題：勤続年数20年以下の場合の退職所得控除額の計算として、原則最も適切なものはどれか。

ア：70万円×勤続年数で最低140万円

イ：20万円×勤続年数で最低40万円

ウ：勤続年数に関係なく一律195万円

エ：40万円×勤続年数。ただし最低80万円

正答：エ

ア：× 20年超部分の計算と混同。

イ：× 現行の退職所得控除式ではない。

ウ：× 給与所得控除と混同。

エ：○ 20年以下は1年につき40万円、最低80万円。

総合解説：勤続年数は1年未満の端数を1年に切り上げる点も重要。

Q037 給与・退職・事業所得 [標準]

問題：勤続年数30年の人の退職所得控除額はいくらか。障害退職等の加算はないものとする。

- ア．1,500万円
- イ．1,200万円。40万円×30年だけで計算する
- ウ．2,100万円。全30年を70万円で計算する
- エ．800万円。20年分だけを用いる

正答：ア

- ア：○ 800万円 + 70万円 × (30年 - 20年) = 1,500万円。
 - イ：× 20年超部分は1年70万円。
 - ウ：× 最初の20年部分は800万円。
 - エ：× 超過10年分700万円を加える。
- 総合解説：20年超は800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)。

Q038 給与・退職・事業所得 [応用]

問題：勤続30年、退職金2,500万円で、一般の退職手当等として2分の1課税が適用される。退職所得金額はいくらか。

- ア．1,000万円。2分の1課税を適用しない
- イ．500万円
- ウ．1,250万円。退職所得控除を無視して半額にする
- エ．2,000万円。退職金から500万円だけ控除する

正答：イ

- ア：× 一般退職所得は控除後残額の2分の1。
 - イ：○ 退職所得控除1,500万円。 $(2,500 - 1,500) \times 1/2 = 500$ 万円。
 - ウ：× 控除を先に差し引く。
 - エ：× 退職所得控除は1,500万円。
- 総合解説：退職所得は原則 『 (収入 - 退職所得控除) × 1/2 』。短期退職や役員等には例外がある。

Q039 給与・退職・事業所得 [標準]

問題：退職所得控除を計算する際、勤続年数が15年3か月である場合の勤続年数の扱いとして、最も適切なのはどれか。

- ア．15年として端数を切り捨てる
- イ．15.25年のまま小数で計算する
- ウ．16年として計算する
- エ．17年として必ず2年加算する

正答：ウ

- ア：× 端数は切り上げる。
- イ：× 年数は端数切上げ。
- ウ：○ 勤続期間に1年未満の端数があれば1年へ切り上げる。
- エ：× 1年未満の端数を1年にするだけ。

総合解説：退職所得控除の勤続年数は端数切上げが基本。

Q040 給与・退職・事業所得 [基礎]

問題：個人事業主の年間売上等から税法上の『事業所得』を求める基本的な考え方として、最も適切なのはどれか。

- ア．総収入金額 - 給与所得控除
- イ．総収入金額 - 基礎控除だけ
- ウ．売上高そのもの
- エ．総収入金額 - 必要経費

正答：エ

- ア：× 給与所得控除は給与所得に適用。
 - イ：× 基礎控除は所得控除段階。
 - ウ：× 必要経費を控除する。
 - エ：○ 事業に係る収入から必要経費を差し引く。
- 総合解説：青色申告ならさらに所定の青色申告特別控除等を検討する。

Q041 給与・退職・事業所得 [標準]

問題：個人事業主の支出のうち、必要経費に算入する考え方として最も適切なものはどれか。

ア：事業遂行上直接必要な支出を必要経費とし、家事上の支出は原則除外する

イ：個人的な食費・旅行費も事業主なら全額必要経費になる

ウ：事業用仕入代金は必要経費にならない

エ：必要経費は法律上ゼロと決められている

正答：ア

ア：○ 必要経費は事業との関連性が必要。

イ：× 家事費は原則必要経費にならない。

ウ：× 売上原価等として必要経費。

エ：× 実際に事業上必要な費用を計上する。

総合解説：家事関連費は事業部分を明確に区分できる範囲で必要経費となる場合がある。

Q042 給与・退職・事業所得 [標準]

問題：事業所得で65万円の青色申告特別控除を受けるための要件として、最も適切な説明はどれか。

ア：青色申告承認を受ければ帳簿なしでも自動的に65万円控除

イ：複式簿記等による記帳・期限内申告に加え、e-Tax申告または一定の電子帳簿保存等の要件を満たす必要がある

ウ：白色申告者でも無条件で65万円控除

エ：申告期限後でも必ず65万円控除

正答：イ

ア：× 記帳・期限内申告等の要件がある。

イ：○ 65万円控除には55万円控除の要件に加えて電子申告等の要件がある。

ウ：× 青色申告特別控除は青色申告制度。

エ：× 期限内申告要件がある。

総合解説：青色申告特別控除は65万円・55万円・10万円の区分がある。

Q043 給与・退職・事業所得 [応用]

問題：青色申告者の事業収入1,200万円、必要経費700万円で、65万円の青色申告特別控除の要件を満たす。他の調整を無視した事業所得はいくらか。

ア：500万円。青色申告特別控除を適用しない

イ：635万円。必要経費と控除を加算する

ウ：435万円

エ：1,135万円。必要経費700万円を無視する

正答：ウ

ア：× 65万円控除を差し引く。

イ：× 収入から差し引く。

ウ：○ $1,200 - 700 - 65 = 435$ 万円。

エ：× 必要経費を控除する。

総合解説：事業所得では必要経費算入後に青色申告特別控除を適用する。

Q044 給与・退職・事業所得 [標準]

問題：給与所得500万円と事業所得100万円の赤字がある場合、赤字全額が損益通算可能とすると、総合課税上の所得への影響として最も適切なのはどれか。

ア：給与所得と事業所得は絶対に損益通算できない

イ：事業赤字を給与所得へ加算して600万円とする

ウ：給与所得500万円が自動的に非課税になる

エ：事業所得の赤字100万円を給与所得から差し引き、400万円となる

正答：エ

ア：× 事業所得は損益通算対象。

イ：× 赤字なので差し引く。

ウ：× 100万円赤字を通算するだけ。

エ：○ 事業所得の損失は一定の要件のもと他の総合所得と損益通算できる。

総合解説：副業を事業所得とするか雑所得とするかは損益通算可否にも影響する。

Q045 不動産・利子・配当所得 [基礎]

問題：家賃収入500万円、必要経費200万円の場合の不動産所得はいくらか。青色申告特別控除等は考慮しない。

- ア．300万円
- イ．500万円。必要経費を無視する
- ウ．200万円。必要経費額を所得とする
- エ．700万円。必要経費を加算する

正答：ア

ア：○ $500 - 200 = 300$ 万円。

イ：× 必要経費を差し引く。

ウ：× 所得は収入 - 経費。

エ：× 経費は差し引く。

総合解説：不動産所得 = 総収入金額 - 必要経費。

Q046 不動産・利子・配当所得 [基礎]

問題：不動産所得の総収入金額に算入されるものとして、原則最も適切なものはどれか。

- ア．借主から預かった返還義務のある敷金全額
- イ．家賃や地代、返還を要しない権利金など
- ウ．所有者の給与収入
- エ．土地の売却代金

正答：イ

ア：× 返還義務がある限り直ちに収入とはならない。

イ：○ 不動産貸付けに伴う収入を計上する。

ウ：× 給与所得に分類。

エ：× 譲渡所得の対象。

総合解説：保証金・敷金は返還不要が確定した部分等が収入となる場合がある。

Q047 不動産・利子・配当所得 [応用]

問題：不動産所得が赤字となった場合、その赤字に土地等を取得するための借入金利子が含まれているときの損益通算について、最も適切な説明はどれか。

- ア：不動産所得の赤字は内容に関係なく必ず全額給与所得と通算できる
- イ：借入利子は不動産所得の計算で一切必要経費にならない
- ウ：土地等取得借入金利子に対応する一定の損失部分は他の所得との損益通算対象から除外される
- エ：土地取得借入利子があれば不動産所得全体が非課税になる

正答：ウ

- ア：× 土地等取得借入利子相当部分に制限がある。
- イ：× 必要経費となり得るが、赤字通算に制限。
- ウ：○ 不動産所得赤字には損益通算の制限がある。
- エ：× そのような制度ではない。

総合解説：『必要経費になるか』と『損失を他所得と通算できるか』は別問題。

Q048 不動産・利子・配当所得 [基礎]

問題：利子所得の金額の基本的な考え方として、最も適切なのはどれか。

- ア：収入金額から給与所得控除を差し引く
- イ：収入金額の2分の1だけが所得となる
- ウ：収入金額から50万円特別控除を差し引く
- エ：原則として収入金額そのものが所得金額となり、必要経費は控除しない

正答：エ

- ア：× 給与所得ではない。
- イ：× 一時所得等の扱いと混同。
- ウ：× 譲渡・一時所得等と混同。
- エ：○ 利子所得には一般的な必要経費控除がない。

総合解説：利子所得は商品により源泉分離・申告分離など課税方式が異なる。

Q049 不動産・利子・配当所得 [標準]

問題：国内預金の税引前利子が50,000円で、20.315%が源泉徴収される場合の手取り額はいくらか。

ア：39,842円程度

イ：10,157円程度。税額だけを手取りとする

ウ：50,000円。課税を無視する

エ：60,157円程度。税額を加算する

正答：ア

ア：○ $50,000 \times (1 - 0.20315) = 39,842.5$ 円。円未満処理を除けば約39,842円。

イ：× これは源泉徴収税額側。

ウ：× 源泉徴収される。

エ：× 税額は差し引かれる。

総合解説：預貯金利子の実際の源泉徴収では端数処理にも留意。

Q050 不動産・利子・配当所得 [標準]

問題：国内株式から受ける配当について、配当所得金額を求める際に収入金額から控除できるものとして最も適切なのはどれか。

ア：収入金額 - 株式取得代金全額

イ：収入金額 - 株式等を取得するための借入金の利子のうち一定額

ウ：収入金額 - 給与所得控除

エ：収入金額の2分の1

正答：イ

ア：× 取得原価を配当所得から直接控除しない。

イ：○ 配当所得では一定の負債利子を控除できる。

ウ：× 配当所得には給与所得控除を使わない。

エ：× 原則の配当所得計算ではない。

総合解説：配当所得の負債利子控除は課税方式等による取扱いにも注意。

Q051 不動産・利子・配当所得 [標準]

問題：国内株式の配当収入80万円、その株式取得のための借入金利子で控除対象となる額が10万円の場合、配当所得はいくらか。

- ア：80万円。負債利子を控除しない
- イ：10万円。利子額を所得とする
- ウ：70万円
- エ：90万円。利子を加算する

正答：ウ

ア：× 一定の負債利子を控除できる。

イ：× 配当収入との差額。

ウ：○ $80 - 10 = 70$ 万円。

エ：× 控除する。

総合解説：配当所得の計算と配当控除は別段階。

Q052 不動産・利子・配当所得 [標準]

問題：国内上場株式の配当について総合課税を選択した場合の特徴として、最も適切なものはどれか。

- ア：上場株式譲渡損失との申告分離の損益通算を同時に必ず利用できる
- イ：配当所得が自動的に非課税になる
- ウ：外国法人配当にも必ず配当控除が適用される
- エ：一定の国内法人配当について配当控除を適用できる

正答：エ

ア：× 総合課税を選んだ配当とは通算できない。

イ：× 総合課税の所得へ含まれる。

ウ：× 外国法人配当は配当控除対象外。

エ：○ 二重課税調整として配当控除がある。

総合解説：配当控除は国内法人からの一定配当を総合課税とした場合に適用。

Q053 不動産・利子・配当所得 [応用]

問題：賃貸マンションについて、その年に家賃収入300万円と建物売却益1,000万円が生じた。所得区分として最も適切な説明はどれか。

ア：家賃は不動産所得、建物売却益は土地建物等の譲渡所得として別に計算する

イ：両方とも不動産所得として合算する

ウ：両方とも譲渡所得とする

エ：両方とも給与所得とする

正答：ア

ア：○ 保有・貸付けの収益と資産譲渡益は区分が異なる。

イ：× 売却益は譲渡所得。

ウ：× 家賃は不動産所得。

エ：× 雇用所得ではない。

総合解説：同じ不動産から生じても家賃と売却益は所得区分・課税方式が異なる。

Q054 不動産・利子・配当所得 [標準]

問題：一般的な国内預金利子と国内上場株式配当の課税方法の違いとして、最も適切なのはどれか。

ア：両方とも必ず総合課税のみ

イ：預金利子は原則源泉分離課税だが、上場株式配当には申告不要・総合課税・申告分離課税の選択肢がある

ウ：両方とも必ず非課税

エ：預金利子には配当控除が適用される

正答：イ

ア：× 預金利子は原則源泉分離。

イ：○ 金融所得でも商品・収益類型で課税方式が異なる。

ウ：× 原則課税。

エ：× 配当控除は配当所得の制度。

総合解説：利子と配当は税率だけでなく申告方法・通算可否も異なる。

Q055 譲渡・一時・雑所得 [基礎]

問題：土地・建物・株式等以外の一般的な資産の譲渡所得について適用される特別控除額として、原則最も適切なのはどれか。

- ア：最高5万円
- イ：最高500万円
- ウ：年間最高50万円
- エ：特別控除は一切ない

正答：ウ

ア：× 金額が異なる。

イ：× 現行の一般譲渡特別控除ではない。

ウ：○ 総合課税の譲渡所得には短期・長期を通じて年間最高50万円の特別控除がある。

エ：× 一般資産の譲渡所得には50万円控除がある。

総合解説：特別控除はまず短期譲渡所得から、残額を長期譲渡所得から差し引く。

Q056 譲渡・一時・雑所得 [基礎]

問題：土地・建物・株式等以外の資産で所有期間5年超の長期譲渡所得について、総所得金額へ算入する金額として原則最も適切なのはどれか。

- ア：全額を必ず算入
- イ：3分の1だけ算入
- ウ：一切算入しない
- エ：特別控除後の長期譲渡所得金額の2分の1

正答：エ

ア：× 長期は2分の1算入。

イ：× 現行の原則ではない。

ウ：× 非課税ではない。

エ：○ 長期総合譲渡所得は2分の1を総所得へ算入する。

総合解説：短期譲渡所得は全額、長期譲渡所得は2分の1を総所得へ算入する。

Q057 譲渡・一時・雑所得 [標準]

問題：所有期間8年のゴルフ会員権等の一般資産を300万円で譲渡し、取得費150万円、譲渡費用20万円とする。50万円特別控除を適用できる場合、総所得金額へ算入する長期譲渡所得はいくらか。

ア：40万円

イ：80万円。2分の1算入をしない

ウ：130万円。特別控除を適用しない

エ：150万円。取得費だけ差し引く

正答：ア

ア：○ $300 - 150 - 20 - 50 = 80$ 万円、その2分の1で40万円。

イ：× 長期総合譲渡は2分の1。

ウ：× 50万円控除を差し引く。

エ：× 譲渡費用・特別控除・2分の1を反映する。

総合解説：長期総合譲渡所得は譲渡益計算→特別控除→2分の1算入の順。

Q058 譲渡・一時・雑所得 [標準]

問題：営利を目的とする継続行為によらない一時的な収入について、一時所得金額を求める計算過程として最も適切なのはどれか。

ア：総収入金額 - 給与所得控除

イ：総収入金額 - その収入を得るために直接支出した金額 - 特別控除最高50万円

ウ：総収入金額の全額

エ：総収入金額 - 基礎控除95万円

正答：イ

ア：× 給与所得ではない。

イ：○ 一時所得には最高50万円の特別控除がある。

ウ：× 支出額と特別控除を差し引く。

エ：× 基礎控除は所得控除段階。

総合解説：さらに総所得金額へ算入する際は原則2分の1。

Q059 譲渡・一時・雑所得 [応用]

問題：生命保険満期金500万円を受け取り、対応する払込保険料が350万円、他に一時所得はない。所得税上一時所得として総所得金額へ算入される金額はいくらか。

ア．100万円。2分の1算入をしない

イ．150万円。特別控除を使わない

ウ．50万円

エ．250万円。受取額の半分を直接算入する

正答：ウ

ア：× 総所得へは原則半額。

イ：× 50万円特別控除がある。

ウ：○ $500 - 350 - 50 = 100$ 万円、その2分の1 = 50万円。

エ：× 必要支出と特別控除を先に差し引く。

総合解説：一時所得は『所得金額』と『総所得へ算入する金額』を区別する。

Q060 譲渡・一時・雑所得 [標準]

問題：公的年金等に係る雑所得の計算として、最も適切な説明はどれか。

ア．公的年金収入から給与所得控除を差し引く

イ．公的年金収入はすべて非課税

ウ．公的年金収入の2分の1だけが自動的に所得となる

エ．公的年金等の収入金額から、公的年金等控除額を差し引いて計算する

正答：エ

ア：× 公的年金等控除を使う。

イ：× 老齢年金等は原則課税対象。

ウ：× 一律2分の1ではない。

エ：○ 年齢や公的年金等以外の所得等に応じた控除表を用いる。

総合解説：障害年金・遺族年金等は非課税だが、老齢年金等は雑所得として課税される。

Q061 譲渡・一時・雑所得【標準】

問題：副業が雑所得に該当し50万円の赤字となった場合、給与所得との損益通算について原則最も適切なのはどれか。

ア：雑所得の赤字は給与所得など他の所得と損益通算できない

イ：給与所得から必ず50万円差し引ける

ウ：給与所得全額が非課税になる

エ：雑所得赤字は退職所得にだけ通算できる

正答：ア

ア：○ 雑所得は一般的な損益通算対象4所得に含まれない。

イ：× 雑所得赤字は通算不可。

ウ：× そのような制度ではない。

エ：× 原則他所得へ通算できない。

総合解説：副業所得が事業所得か雑所得かは損失の税務取扱いにも大きく影響する。

Q062 譲渡・一時・雑所得【応用】

問題：給与所得400万円、長期総合譲渡所得の特別控除後金額100万円、一時所得の特別控除後金額60万円がある。他の所得等を見捨てた総所得金額はいくらか。

ア：560万円。長期譲渡・一時を全額算入する

イ：480万円

ウ：430万円。一時所得だけ半額算入し長期譲渡を見捨てる

エ：400万円。給与所得だけを総所得とする

正答：イ

ア：× 両方とも原則2分の1算入。

イ：○ 給与400 + 長期譲渡 $100 \times 1/2$ + 一時 $60 \times 1/2 = 480$ 万円。

ウ：× 長期譲渡も半額50万円算入。

エ：× 長期譲渡・一時も算入する。

総合解説：総所得計算では所得区分ごとの『算入率』を正確に反映する。

Q063 人的控除 [基礎]

問題：2026年4月1日現在施行の制度で、合計所得金額132万円以下の居住者の所得税の基礎控除額として、最も適切なのはどれか。

- ア：48万円。改正前の旧基礎控除を用いる
- イ：104万円。2026年12月施行の改正後額を先取りする
- ウ：95万円。合計所得132万円以下の居住者に適用される
- エ：58万円。高めの所得帯に適用される額を用いる

正答：ウ

- ア：× 旧制度。
- イ：× 基準日時点では未施行。
- ウ：○ 2025年度改正後の令和8年分。
- エ：× 132万円以下は95万円。

総合解説：法令基準日は施行済み制度で判定する。

Q064 人的控除 [標準]

問題：2026年4月1日基準で、合計所得金額400万円の居住者の基礎控除額として最も適切なのはどれか。

- ア：95万円。132万円以下の区分を用いる
- イ：88万円。132万円超336万円以下の区分を用いる
- ウ：58万円。655万円超2,350万円以下の区分を用いる
- エ：68万円。合計所得336万円超489万円以下の区分に該当する

正答：エ

- ア：× 所得帯が異なる。
- イ：× 400万円は超えている。
- ウ：× 所得帯が異なる。
- エ：○ 400万円は68万円区分。

総合解説：基礎控除は一律ではなく合計所得金額により段階的に変わる。

Q065 人的控除 [標準]

問題：合計所得金額2,420万円の納税者の基礎控除額として、2026年4月1日基準で最も適切なものはどれか。

ア：32万円。合計所得2,400万円超2,450万円以下の区分である

イ：48万円。2,350万円超2,400万円以下の区分を用いる

ウ：16万円。2,450万円超2,500万円以下の区分を用いる

エ：0円。2,500万円超の区分を用いる

正答：ア

ア：○ 2,420万円は32万円。

イ：× 2,420万円は超えている。

ウ：× 2,420万円は該当しない。

エ：× 2,420万円では0円ではない。

総合解説：高所得層では基礎控除が48万円→32万円→16万円→0円と遞減する。

Q066 人的控除 [基礎]

問題：2026年4月1日基準で、配偶者控除の対象となる同一生計配偶者の合計所得金額要件として、原則最も適切なものはどれか。

ア：48万円以下。改正前の所得要件を用いる

イ：58万円以下。2025年度改正後の同一生計配偶者の所得要件である

ウ：95万円以下。基礎控除額を所得要件とみなす

エ：133万円以下。配偶者特別控除の上限と混同する

正答：イ

ア：× 旧制度。

イ：○ 現行要件は58万円以下。

ウ：× 別概念。

エ：× 配偶者控除の要件ではない。

総合解説：配偶者の給与収入のみなら給与所得控除65万円を考慮して判定する。

Q067 人的控除 [基礎]

問題：納税者本人の合計所得金額が900万円以下で、一般の控除対象配偶者がいる場合の所得税の配偶者控除額として、最も適切なのはどれか。

- ア：63万円。特定扶養親族の控除額を用いる
- イ：48万円。老人扶養親族の控除額を用いる
- ウ：38万円。本人合計所得900万円以下の一般控除対象配偶者の控除額である
- エ：95万円。基礎控除の一部区分を用いる

正答：ウ

- ア：× 別控除。
- イ：× 別控除。
- ウ：○ 一般配偶者控除は38万円。
- エ：× 別控除。

総合解説：本人所得が900万円を超えると控除額は段階的に減少し、1,000万円超では適用不可。

Q068 人的控除 [標準]

問題：配偶者特別控除について、2026年4月1日基準で最も適切な説明はどれか。

- ア：配偶者所得が133万円を超えても無制限に適用できる
- イ：納税者本人の所得に上限はない
- ウ：配偶者控除と配偶者特別控除を同じ配偶者に必ず同時適用する
- エ：納税者本人の合計所得金額1,000万円以下などの要件を満たし、配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合に適用を検討する

正答：エ

- ア：× 上限がある。
- イ：× 本人所得1,000万円以下要件。
- ウ：× 重複適用しない。
- エ：○ 配偶者控除の所得要件を超えても一定範囲では配偶者特別控除がある。

総合解説：本人所得と配偶者所得の双方で控除額を判定する。

Q069 人的控除【標準】

問題：2026年4月1日基準で、所得税の扶養親族に該当するための合計所得金額要件として、原則最も適切なのはどれか。

ア：58万円以下。2025年度改正後の扶養親族の合計所得要件である

イ：48万円以下。改正前の旧要件を用いる

ウ：85万円以下。特定親族特別控除の満額帯上限と混同する

エ：123万円以下。特定親族特別控除の対象上限と混同する

正答：ア

ア：○ 現行要件は58万円以下。

イ：× 旧制度。

ウ：× 扶養親族要件ではない。

エ：× 扶養控除の要件ではない。

総合解説：扶養控除の対象は原則16歳以上の扶養親族。

Q070 人的控除【標準】

問題：年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額58万円以下の特定扶養親族について、所得税の扶養控除額として最も適切なのはどれか。

ア：38万円。一般の控除対象扶養親族の額を用いる

イ：63万円。19歳以上23歳未満の特定扶養親族に適用される

ウ：48万円。老人扶養親族の額を用いる

エ：58万円。同居老親等の額を用いる

正答：イ

ア：× 特定扶養は加算される。

イ：○ 特定扶養親族の控除額は63万円。

ウ：× 年齢区分が異なる。

エ：× 年齢・関係が異なる。

総合解説：大学生年代の扶養負担を考慮して一般扶養より控除額が大きい。

Q071 人的控除 [標準]

問題：70歳以上の老人扶養親族で、納税者または配偶者の直系尊属かつ同居を常況とする『同居老親等』の所得税控除額として最も適切なのはどれか。

ア：48万円。同居老親等以外の老人扶養親族の額を用いる

イ：38万円。一般扶養親族の額を用いる

ウ：58万円。同居老親等に該当する老人扶養親族の控除額である

エ：63万円。特定扶養親族の額を用いる

正答：ウ

ア：× 同居要件を満たすため58万円。

イ：× 老人扶養の区分がある。

ウ：○ 同居老親等は58万円。

エ：× 19～22歳の区分。

総合解説：老人扶養親族は通常48万円、同居老親等は58万円。

Q072 人的控除 [応用]

問題：20歳の大学生の子の合計所得金額が80万円で、親が他の要件を満たす場合、2026年4月1日基準で親が受けられる特定親族特別控除額として最も適切なのはどれか。

ア：0円。扶養親族の58万円を超えた時点ですべての人的控除が消える

イ：38万円

ウ：3万円

エ：63万円

正答：エ

ア：× 特定親族特別控除がある。

イ：× この所得帯の特定親族特別控除は63万円。

ウ：× 120万円超123万円以下の区分。

エ：○ 特定親族の所得58万円超85万円以下では控除額63万円。

総合解説：2025年度改正で19歳以上23歳未満の親族について所得上昇に応じ段階的に控除が縮小する制度が創設された。

Q073 人的控除 [応用]

問題：20歳の子の合計所得金額が108万円で、親が他の要件を満たす場合、特定親族特別控除額はいくらか。

ア：21万円。合計所得105万円超110万円以下の特定親族に対応する

イ：63万円。58万円超85万円以下の満額帯を用いる

ウ：31万円。100万円超105万円以下の区分を用いる

エ：11万円。110万円超115万円以下の区分を用いる

正答：ア

ア：○ 表では21万円。

イ：× 所得108万円は該当しない。

ウ：× 108万円は次区分。

エ：× 108万円は未満。

総合解説：特定親族特別控除は所得帯ごとの段階表を正確に使う。

Q074 人的控除 [標準]

問題：所得税の障害者控除について、控除対象配偶者や扶養親族が同居特別障害者に該当する場合の控除額として、最も適切なのはどれか。

ア：27万円。一般障害者の控除額を用いる

イ：75万円。同居特別障害者に対する控除額である

ウ：40万円。特別障害者で同居加算のない額を用いる

エ：35万円。ひとり親控除額と混同する

正答：イ

ア：× 区分が異なる。

イ：○ 同居特別障害者は75万円。

ウ：× 同居特別障害者は75万円。

エ：× 別制度。

総合解説：障害者27万円、特別障害者40万円、同居特別障害者75万円を区別する。

Q075 社会保険料・医療費等の控除 [基礎]

問題：所得税の社会保険料控除について、最も適切な説明はどれか。

ア：社会保険料控除には一律4万円の上限がある

イ：自分以外の家族分はどんな場合も控除できない

ウ：自己または生計を一にする配偶者・親族の負担すべき社会保険料を実際に支払った場合、その年に支払った金額等を控除できる

エ：社会保険料は税額控除である

正答：ウ

ア：× 生命保険料控除等と混同。

イ：× 生計を一にする親族分を本人が支払えば対象となり得る。

ウ：○ 健康保険・国民年金等の社会保険料は所定要件で全額所得控除。

エ：× 所得控除。

総合解説：誰の名義だけでなく、誰が実際に支払ったかが重要。

Q076 社会保険料・医療費等の控除 [基礎]

問題：その年中に本人が国民年金保険料30万円を実際に支払った場合、他の条件を満たすときの社会保険料控除額として最も適切なのはどれか。

ア：4万円。生命保険料控除の上限を用いる

イ：15万円。支払額の2分の1だけ控除する

ウ：0円。国民年金保険料は控除対象外とする

エ：30万円。実際に支払った対象社会保険料の全額を控除する

正答：エ

ア：× 別制度。

イ：× 全額控除。

ウ：× 対象である。

エ：○ 国民年金保険料は全額控除。

総合解説：社会保険料控除は支払額全額控除が基本。

Q077 社会保険料・医療費等の控除 [基礎]

問題：通常の医療費控除の基本式として、最も適切なものはどれか。

ア：支払医療費 - 保険金等補填額 - 10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない額

イ：支払医療費の全額

ウ：支払医療費 - 一律50万円

エ：支払医療費 × 10%

正答：ア

ア：○ 医療費控除の足切額は所得水準により10万円未満となる場合がある。

イ：× 補填額・足切額を差し引く。

ウ：× そのような基準ではない。

エ：× 控除額の基本式ではない。

総合解説：通常の医療費控除額は最高200万円。

Q078 社会保険料・医療費等の控除 [標準]

問題：総所得金額等150万円の人が年間医療費20万円を支払い、保険金等の補填がない場合の医療費控除額はいくらか。

ア：10万円。常に10万円を差し引く

イ：12万5,000円

ウ：20万円。足切額を差し引かない

エ：5万円。20万円 - 15万円とする

正答：イ

ア：× 総所得200万円未満では5%と10万円の少ない方。

イ：○ 足切額は150万円 × 5% = 7万5,000円で10万円より少ない。20万円 - 7万5,000円 = 12万5,000円。

ウ：× 7万5,000円差し引く。

エ：× 足切額は7万5,000円。

総合解説：『医療費10万円超なら控除』とだけ覚えると誤る。

Q079 社会保険料・医療費等の控除 [標準]

問題：年間医療費50万円を支払い、その入院に対応して医療保険から20万円の給付金を受け取った。総所得金額等300万円とすると、医療費控除額はいくらか。他の医療費等はない。

ア：40万円。保険給付を差し引かない

イ：30万円。10万円の足切りを差し引かない

ウ：20万円

エ：0円。保険金を受けたら医療費控除は全額不可

正答：ウ

ア：× 補填額を差し引く。

イ：× 補填後30万円から10万円差し引く。

ウ：○ $50 - 20 - 10 = 20$ 万円。

エ：× 補填された部分だけ調整する。

総合解説：補填額は原則その給付目的となった医療費を限度に対応させる。

Q080 社会保険料・医療費等の控除 [標準]

問題：セルフメディケーション税制による医療費控除の特例について、最も適切な説明はどれか。

ア：通常の医療費控除と必ず二重適用できる

イ：購入費全額に上限なく控除

ウ：対象医薬品でなくても全生活用品が控除対象

エ：一定の取組を行う人が対象医薬品等を購入した場合、12,000円を超える一定額を最高88,000円まで控除できる

正答：エ

ア：× 選択適用。

イ：× 12,000円超部分で上限88,000円。

ウ：× 所定対象医薬品等に限る。

エ：○ 通常の医療費控除との選択適用。

総合解説：通常医療費控除とどちらが有利か比較する。

Q081 社会保険料・医療費等の控除 [応用]

問題：セルフメディケーション税制の対象購入費が年間9万円、補填額なしで所定要件を満たす場合、控除額はいくらか。

- ア．78,000円
- イ．90,000円。12,000円を差し引かない
- ウ．88,000円。必ず上限額を控除する
- エ．12,000円。足切額そのものを控除額とする

正答：ア

ア：○ 90,000 - 12,000 = 78,000円で、上限88,000円以内。

イ：× 足切額がある。

ウ：× 実額計算では78,000円。

エ：× 超過額を控除する。

総合解説：対象購入費が10万円なら控除額88,000円で上限に達する。

Q082 社会保険料・医療費等の控除 [標準]

問題：小規模企業共済等掛金控除について、最も適切な説明はどれか。

- ア．掛金のうち一律4万円だけ控除
- イ．小規模企業共済やiDeCoの一定掛金等は、その年に支払った掛金の全額が所得控除の対象となる
- ウ．掛金は税額控除なので所得からは差し引かない
- エ．iDeCo掛金は所得控除の対象外

正答：イ

ア：× 生命保険料控除と混同。

イ：○ 所定の掛金は全額所得控除。

ウ：× 所得控除。

エ：× 一定の掛金は対象。

総合解説：拠出時の所得控除はiDeCoの主要な税制メリット。

Q083 社会保険料・医療費等の控除 [標準]

問題：所得税の寄附金控除（所得控除）の基本計算として、最も適切なものはどれか。

ア：寄附額全額が上限なく控除

イ：寄附額 - 10万円

ウ：その年中に支出した特定寄附金等の額のうち所定限度額までの金額 - 2,000円

エ：寄附額の2分の1だけ

正答：ウ

ア：× 限度額と2,000円控除がある。

イ：× 足切額は2,000円。

ウ：○ 寄附金控除には2,000円の自己負担部分がある。

エ：× 原則式ではない。

総合解説：ふるさと納税は所得税寄附金控除と住民税の税額控除を組み合わせる。

Q084 社会保険料・医療費等の控除 [応用]

問題：課税所得に適用される限界税率が20%の人が、追加で10万円の所得控除を受けられる場合、復興特別所得税・住民税等を無視した所得税の減少額として概算最も適切なものはどれか。

ア：10万円。所得控除額と税額減少額を同一視する

イ：20万円。控除額より大きな税減少とする

ウ：0円。所得控除は税額に影響しない

エ：2万円

正答：エ

ア：× 税率を掛けた分が所得税減少効果。

イ：× 10万円×20%。

ウ：× 課税所得を減らすため影響する。

エ：○ 10万円×20% = 2万円。所得控除は税額そのもの10万円を減らすわけではない。

総合解説：所得控除の価値は限界税率が高いほど大きくなりやすい。

Q085 住宅ローン控除・配当控除【基礎】

問題：住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の税務上の性質として、最も適切なものはどれか。

- ア：所得税額から直接差し引く税額控除
- イ：給与収入から差し引く給与所得控除
- ウ：総所得金額から差し引く人的控除
- エ：住宅ローン元本を非課税所得に変える制度

正答：ア

ア：○ 所得控除ではなく税額控除。

イ：× 別制度。

ウ：× 所得控除ではない。

エ：× 税額控除。

総合解説：住宅ローン控除は算出税額から直接控除するため所得控除と効果が異なる。

Q086 住宅ローン控除・配当控除【基礎】

問題：2026年に居住開始する住宅について、令和8年度改正後の住宅ローン控除の基本的な控除率として最も適切なものはどれか。

- ア：旧制度型として年末残高等の1.0%を控除額の基礎とする
- イ：現行制度として年末残高等の0.7%を控除額の基礎とする
- ウ：住宅の取得価額そのものの2.0%を税額控除する
- エ：課税所得に20%を乗じて住宅ローン控除額を求める

正答：イ

ア：× 2026年居住分の基本控除率は1.0%ではない。

イ：○ 2026年居住分の住宅ローン控除の基本控除率は0.7%である。

ウ：× 控除額は住宅取得価額そのものへ2.0%を乗じて求める制度ではない。

エ：× 課税所得へ20%を乗じる計算ではなく、控除対象となる年末残高等を基礎に計算する。

総合解説：借入限度額・控除期間は住宅性能や新築・既存等で異なるが、2026年居住分の基本控除率は0.7%である。

Q087 住宅ローン控除・配当控除【標準】

問題：2026年に認定長期優良住宅等の認定住宅を新築し居住する一般世帯について、住宅ローン控除の借入限度額として最も適切なものはどれか。特例対象個人ではないものとする。

ア：5,000万円。特例対象個人の上乗せ後限度額を用いる

イ：3,500万円。ZEH水準省エネ住宅等の一般枠を用いる

ウ：4,500万円。2026年居住の認定住宅新築等に係る一般世帯の借入限度額である

エ：2,000万円。省エネ基準適合住宅等の一般枠を用いる

正答：ウ

ア：× 一般世帯ではない。

イ：× 認定住宅とは区分が異なる。

ウ：○ 一般枠は4,500万円。

エ：× 認定住宅の枠ではない。

総合解説：子育て世帯等の特例対象個人は認定住宅で5,000万円まで上乗せされる。

Q088 住宅ローン控除・配当控除【応用】

問題：2026年居住の認定住宅新築で、控除対象となる年末住宅ローン残高等が4,000万円の場合、その年の住宅ローン控除額はいくらか。所得税額等による控除限度は考慮しない。

ア：40万円。1%で計算する

イ：2万8,000円。0.07%として計算する

ウ：280万円。7%として計算する

エ：28万円

正答：エ

ア：× 2026年居住分の基本率は0.7%。

イ：× 0.7%。

ウ：× 桁が違う。

エ：○ $4,000\text{万円} \times 0.7\% = 28\text{万円}$ 。

総合解説：借入限度額以内の年末残高等に0.7%を乗じる。

Q089 住宅ローン控除・配当控除【標準】

問題：住宅ローン控除の共通要件として、最も適切なものはどれか。

ア：住宅取得等の日から原則6か月以内に居住し、一定の10年以上返済の住宅ローン等を有すること

イ：取得後10年以内に一度でも居住すればよい

ウ：ローン返済期間は1年以上あればよい

エ：投資用賃貸住宅でも自己居住要件なしで同じ控除を受けられる

正答：ア

ア：○ 居住・床面積・所得・借入期間等の要件がある。

イ：× 原則6か月以内。

ウ：× 原則10年以上。

エ：× 自己の居住用が前提。

総合解説：一般住宅では合計所得2,000万円以下等の所得要件も確認する。

Q090 住宅ローン控除・配当控除【標準】

問題：給与所得者が住宅ローン控除を初めて受ける年の手続として、原則最も適切なものはどれか。

ア：初年度から勤務先へ口頭申告するだけでよい

イ：初年度は確定申告が必要で、2年目以後は所定要件で年末調整により適用できる

ウ：初年度も2年目以後も絶対に年末調整できない

エ：住宅ローン控除に申告手続は一切不要

正答：イ

ア：× 初年度は確定申告が必要。

イ：○ 初年度は確定申告、給与所得者の2年目以後は年末調整可能。

ウ：× 2年目以後は可能。

エ：× 適用手続がある。

総合解説：住宅ローン控除は要件だけでなく初年度の申告手続も頻出。

Q091 住宅ローン控除・配当控除【標準】

問題：所得税の配当控除の対象となるものとして、最も適切なのはどれか。

- ア：外国法人から受ける配当
- イ：上場株式配当について申告分離課税を選択したもの
- ウ：国内法人から受ける一定の剰余金配当を総合課税で申告した場合
- エ：確定申告不要制度を選択した配当

正答：ウ

- ア：× 外国法人配当は対象外。
- イ：× 配当控除は適用できない。
- ウ：○ 国内法人配当等で総合課税を選択したものが対象。
- エ：× 配当控除対象外。

総合解説：配当控除は法人段階と個人段階の二重課税調整。

Q092 住宅ローン控除・配当控除【応用】

問題：課税総所得金額等が1,000万円以下で、国内法人の剰余金配当に係る配当所得が80万円あり、全額を総合課税とした。配当控除額として原則最も適切なのはどれか。算出税額は十分あるものとする。

- ア：4万円。5%だけを適用する
- イ：80万円。配当所得全額を税額控除する
- ウ：0円。総合課税では配当控除を使えない
- エ：8万円

正答：エ

- ア：× この条件の国内法人剰余金配当は10%。
- イ：× 控除率を掛ける。
- ウ：× 総合課税だから適用可能。
- エ：○ 課税総所得金額等1,000万円以下の剰余金配当等は原則80万円×10%＝8万円。

総合解説：課税総所得1,000万円超では配当控除率の計算が複雑になる。

Q093 源泉徴収・年末調整 [基礎]

- 問題：給与所得者の年末調整の目的として、最も適切なものはどれか。
- ア：毎月・毎回源泉徴収した所得税等の合計額と、その年の給与について計算した年税額との過不足を精算すること
 - イ：翌年の住民税だけを計算して所得税には触れないこと
 - ウ：従業員の社会保険料率を確定すること
 - エ：給与所得をすべて非課税にすること

正答：ア

ア：○ 年末調整は源泉徴収済税額と年税額を一致させる精算手続である。

イ：× 年末調整は所得税・復興特別所得税の精算手続である。

ウ：× 社会保険料率の決定手続ではない。

エ：× 税額の過不足を精算する制度である。

総合解説：源泉徴収は概算的な前払い、年末調整は給与所得者について年税額へ精算する仕組みと整理する。

Q094 源泉徴収・年末調整 [基礎]

- 問題：月額表を用いて給与から源泉徴収する際、勤務先へ『給与所得者の扶養控除等申告書』を提出している人に原則適用する欄はどれか。
- ア：乙欄を用いる。申告書提出者ほど乙欄になる
 - イ：甲欄を用いる
 - ウ：丙欄を用いる。月給者はすべて丙欄になる
 - エ：税額表を使わず必ず一律20.315%とする

正答：イ

ア：× 申告書を提出していない給与等に原則乙欄を用いる。

イ：○ 扶養控除等申告書を提出している主たる給与については甲欄を用いる。

ウ：× 丙欄は一定の日雇賃金に用いる。

エ：× 給与の源泉徴収は給与所得の源泉徴収税額表等を用いる。

総合解説：甲欄・乙欄・丙欄は給与の支給方法と扶養控除等申告書の提出状況で使い分ける。

Q095 源泉徴収・年末調整 [基礎]

問題：年間の給与収入が2,100万円である給与所得者について、年末調整の取扱いとして最も適切なのはどれか。

ア：給与額にかかわらず勤務先が必ず年末調整だけで完結する

イ：2,000万円を超えた部分だけ年末調整し、残りは非課税となる

ウ：給与収入が2,000万円を超えるため年末調整の対象外となり、原則として確定申告が必要となる

エ：年末調整対象外なら所得税そのものが免除される

正答：ウ

ア：× 2,000万円超は年末調整対象外。

イ：× そのような仕組みではない。

ウ：○ 給与の収入金額が2,000万円を超える人は年末調整の対象外である。

エ：× 確定申告により年税額を計算する。

総合解説：高額給与者は源泉徴収はされても年末調整されないため、確定申告義務の判定が必要。

Q096 源泉徴収・年末調整 [標準]

問題：給与所得者が勤務先の年末調整で通常適用できない控除として、最も適切なものはどれか。

ア：生命保険料控除

イ：配偶者控除

ウ：扶養控除

エ：医療費控除

正答：エ

ア：× 保険料控除申告書等により年末調整で適用できる。

イ：× 所定の申告書を提出して年末調整で適用できる。

ウ：× 扶養控除等申告書により年末調整で適用できる。

エ：○ 医療費控除は原則として確定申告で適用を受ける。

総合解説：医療費控除・寄附金控除・住宅ローン控除初年度など、年末調整だけでは完結しない項目を区別する。

Q097 源泉徴収・年末調整 【標準】

問題：前年に確定申告で住宅ローン控除の初年度適用を受けた給与所得者が、2年目の控除を勤務先の年末調整で受けたい。最も適切な対応はどれか。

ア：税務署から交付等された住宅借入金等特別控除申告書と金融機関の年末残高証明書等、所定書類を勤務先へ提出する

イ：初年度と同様、勤務先には何も提出せず必ず税務署窓口だけで手続する

ウ：住宅ローン残高を口頭で伝えるだけで証明書類は不要である

エ：2年目になると住宅ローン控除そのものが自動終了する

正答：ア

ア：○ 2年目以後は所定書類を勤務先へ提出すれば年末調整で適用できる。

イ：× 2年目以後の給与所得者は年末調整で適用可能。

ウ：× 所定の申告書・証明書等が必要。

エ：× 控除期間内で要件を満たせば継続適用できる。

総合解説：同じ住宅ローン控除でも初年度と2年目以後で手続が異なる。

Q098 源泉徴収・年末調整 【標準】

問題：源泉徴収義務者が給与から徴収した所得税等の原則的な納付期限として、最も適切なものはどれか。

ア：給与を支払った年の翌年3月15日まで一括でよい

イ：給与等を実際に支払った月の翌月10日まで

ウ：給与支払日から5年以内ならいつでもよい

エ：毎月末までに翌月分を前払いする

正答：イ

ア：× 原則は翌月10日。

イ：○ 源泉所得税等は原則翌月10日までに納付する。

ウ：× 源泉税には所定の納期限がある。

エ：× 支払後に徴収した税額を納付する。

総合解説：源泉徴収義務者の資金ではなく預かった税であり、納付期限管理が重要。

Q099 源泉徴収・年末調整 [標準]

問題：給与の支給人員が常時8人の事業者が源泉所得税の納期の特例について承認を受けている。1月から6月までに給与等から源泉徴収した所得税等の納期限として、最も適切なのはどれか。

ア：6月30日。上半期末日に納付する

イ：翌年1月20日。下半期分と同時に1年間分を納付する

ウ：7月10日。1月から6月までの納期特例分をまとめて納付する期限である

エ：翌年3月15日。個人所得税の確定申告期限に合わせて納付する

正答：ウ

ア：× 法定納期限ではない。

イ：× 翌年1月20日は7～12月分。

ウ：○ 納期の特例では1～6月分は7月10日。

エ：× 源泉税の納期の特例とは別。

総合解説：納期の特例は常時10人未満が要件で、1～6月分は7月10日、7～12月分は翌年1月20日。

Q100 源泉徴収・年末調整 [標準]

問題：年の途中で扶養親族が就職し、扶養控除の要件を満たさなくなる見込みとなった。給与所得者の対応として最も適切なのはどれか。

ア：年初の申告内容は年末まで一切変更してはならない

イ：税務署へ法人税申告書を提出する

ウ：扶養から外れても源泉徴収税額や年末調整には一切影響しない

エ：勤務先へ扶養控除等申告書の異動内容を申告し、源泉徴収・年末調整に反映させる

正答：エ

ア：× 異動があれば申告する。

イ：× 給与所得者の扶養異動手続ではない。

ウ：× 扶養親族等の数や所得控除へ影響する。

エ：○ 扶養親族等の状況に異動があれば申告内容を更新する。

総合解説：源泉徴収段階の扶養親族等の数と年末調整時の最終的な人的控除の判定を区別する。

Q101 源泉徴収・年末調整 [応用]

問題：A社を主勤務先、B社を副勤務先とする会社員が、扶養控除等申告書をA社へ提出している。源泉徴収・年末調整の一般的な取扱いとして最も適切なのはどれか。

ア：A社の主たる給与は甲欄で源泉徴収され年末調整の対象となり得る一方、B社の従たる給与は原則乙欄で源泉徴収され、最終的に確定申告が必要となる場合がある

イ：A社とB社の両方へ同じ扶養控除等申告書を提出し、両社で同じ扶養控除を二重適用する

ウ：B社の給与は副業なので所得税の対象外になる

エ：複数給与があっても確定申告の要否を判定する必要はない

正答：ア

ア：○ 扶養控除等申告書は主たる給与の支払者へ提出し、従たる給与は原則乙欄。

イ：× 主たる給与の支払者へ提出する。

ウ：× 給与所得として課税対象。

エ：× 年末調整されない給与額等で申告義務が生じ得る。

総合解説：複数給与では源泉徴収段階と確定申告段階を分けて考える。

Q102 源泉徴収・年末調整 [応用]

問題：ある給与所得者について、年間の源泉徴収税額合計が28万円、年末調整で計算した所得税等の年税額が22万円であった。年末調整による精算として最も適切なのはどれか。

ア：6万円を追加徴収する

イ：6万円を還付する方向で精算する

ウ：22万円を追加徴収し、源泉徴収28万円は無視する

エ：年末調整では過不足精算を行わない

正答：イ

ア：× 源泉徴収済額の方が多い。

イ：○ $28\text{万円} - 22\text{万円} = 6\text{万円}$ の過納なので還付方向となる。

ウ：× 既徴収税額を年税額と比較する。

エ：× 年末調整の中心機能が過不足精算である。

総合解説：源泉徴収合計 > 年税額なら還付、源泉徴収合計 < 年税額なら追加徴収となる。

Q103 確定申告 [基礎]

問題：給与収入が2,050万円で他の所得がない会社員について、所得税の確定申告として原則最も適切なのはどれか。

- ア：他の所得がなければ2,000万円を超えても申告不要
- イ：勤務先が源泉徴収していればどんな高額給与でも申告不要
- ウ：給与収入が2,000万円を超えるため確定申告が必要となる
- エ：給与所得者は法律上確定申告できない

正答：ウ

- ア：× 給与収入額だけで申告義務が生じる区分。
- イ：× 年末調整対象外となり申告が必要。
- ウ：○ 給与収入2,000万円超の給与所得者は確定申告が必要。
- エ：× 申告義務・還付申告が生じる場合がある。

総合解説：年末調整される一般給与所得者と、高額給与・副所得等により申告が必要な人を区別する。

Q104 確定申告 [基礎]

問題：1か所から給与を受け、その給与が年末調整済みである会社員に、給与・退職所得以外の副業所得25万円がある。原則的な所得税の確定申告として最も適切なのはどれか。

- ア：副業所得が100万円以下なら必ず申告不要
- イ：副業の収入金額ではなく所得金額が25万円でも申告不要
- ウ：会社員の副業は一律非課税
- エ：副業所得が20万円を超えるため確定申告が必要となる

正答：エ

- ア：× 20万円基準がある。
- イ：× 判定は原則所得金額で20万円超。
- ウ：× 所得区分に応じ課税される。
- エ：○ 1か所給与で給与・退職以外の所得が20万円超なら原則申告が必要。

総合解説：20万円基準は『収入』ではなく原則『所得金額』で見ることが重要。

Q105 確定申告 [基礎]

問題：確定申告義務のない給与所得者が医療費控除等で所得税の還付を受ける還付申告について、最も適切な説明はどれか。

ア：原則として対象年分の翌年1月1日から5年間提出できる

イ：2月16日から3月15日の1か月間しか提出できない

ウ：対象年の12月31日までに必ず提出する

エ：一度年末調整した給与所得者は還付申告できない

正答：ア

ア：○ 還付申告は通常の確定申告期間前から提出でき、5年間可能。

イ：× 還付申告は通常申告期間に限定されない。

ウ：× 翌年1月1日から提出可能。

エ：× 医療費控除等で還付申告できる。

総合解説：納税申告の期限と還付申告の提出可能期間を区別する。

Q106 確定申告 [標準]

問題：令和8年分（2026年分）の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限として、最も適切なのはどれか。

ア：令和8年12月31日。課税期間末日をそのまま申告期限とする

イ：令和9年3月15日。令和8年分所得税の法定申告・納付期限である

ウ：令和9年3月31日。個人事業者の消費税申告期限を用いる

エ：令和9年5月31日。法人税の申告期限と同様に扱う

正答：イ

ア：× 年末は課税期間末日であり申告期限ではない。

イ：○ 令和8年分は令和9年3月15日。

ウ：× 所得税は3月15日。

エ：× 個人所得税の期限ではない。

総合解説：所得税は翌年3月15日、個人事業者の消費税は翌年3月31日が原則。

Q107 確定申告【標準】

問題：主勤務先A社で年末調整済み、副勤務先B社の年末調整されていない給与収入が30万円あり、他の所得はない。例外規定に該当しないものとする。確定申告として最も適切なのはどれか。

ア：B社給与は給与所得なので金額にかかわらず申告不要

イ：A社で年末調整した時点でB社給与も自動的に精算済み

ウ：年末調整されなかった給与収入が20万円を超えるため原則確定申告が必要となる

エ：副勤務先給与はすべて一時所得として扱う

正答：ウ

ア：× 二か所給与には申告義務判定がある。

イ：× 別勤務先給与はA社年末調整へ通常含まれない。

ウ：○ 二か所給与では年末調整されなかった給与収入等の合計が20万円超なら原則申告必要。

エ：× 給与所得である。

総合解説：二か所給与の20万円基準では『年末調整されなかった給与の収入金額』も見る。

Q108 確定申告【標準】

問題：給与所得者の副業所得が15万円で所得税の20万円基準により確定申告不要となる場合の説明として、最も適切なのはどれか。

ア：所得税申告不要なら副業所得は法律上存在しないものとなる

イ：所得税の20万円基準は住民税にも必ず同じ形で適用される

ウ：副業所得15万円は必ず非課税所得となる

エ：所得税の確定申告が不要でも、住民税について別途申告が必要となる場合がある

正答：エ

ア：× 所得自体が消えるわけではない。

イ：× 住民税は別制度。

ウ：× 課税対象となり得る。

エ：○ 所得税の20万円申告不要制度がそのまま住民税の非課税・申告不要を意味するわけではない。

総合解説：所得税の申告不要特例と地方税の申告義務を分けて確認する。

Q109 確定申告【応用】

問題：年末調整済みの給与所得者が確定申告で新たに20万円の医療費控除を適用し、その部分にかかる所得税の限界税率が10%とする。復興特別所得税・住民税等を無視すると、所得税減少額の概算はいくらか。

ア：約2万円

イ：20万円。所得控除額がそのまま還付税額になる

ウ：約10万円。控除額の半分が必ず還付される

エ：0円。年末調整後は確定申告しても税額が変わらない

正答：ア

ア：○ 20万円の所得控除×10%＝約2万円の所得税減少。

イ：× 所得控除は課税所得を減らす。

ウ：× 税率10%なら約2万円。

エ：× 医療費控除等を追加できる。

総合解説：所得控除による還付は源泉徴収済税額の範囲等にも左右されるため、実際は申告全体で計算する。

Q110 確定申告【応用】

問題：確定申告義務がない給与所得者に医療費控除による還付見込みがあり、同時に申告すべき課税所得項目もある場合の考え方として、最も適切なのはどれか。

ア：還付を受ける場合でも副業所得等は自由に申告から除外できる

イ：還付だけを切り離して都合のよい項目だけ申告するのではなく、確定申告を行う場合は申告対象となる所得・控除を法令に従って申告全体で計算する

ウ：還付申告では収入を一切記載せず控除だけ記載する

エ：還付申告をすると全所得が自動的に非課税になる

正答：イ

ア：× 申告する場合は適正な所得計算が必要。

イ：○ 確定申告を行う以上、申告対象となる所得を適正に含めて税額を計算する。

ウ：× 所得と税額を申告書で再計算する。

エ：× 控除適用後の税額を計算する。

総合解説：『確定申告義務がない』ことと『申告するなら所得を適正に計算する』ことは別。

Q111 確定申告 [標準]

問題：個人事業者の令和8年分について、所得税と消費税の原則的な確定申告期限の組合せとして最も適切なのはどれか。

- ア：所得税・消費税とも令和9年3月15日
- イ：所得税・消費税とも令和9年3月31日
- ウ：所得税は令和9年3月15日、消費税は令和9年3月31日
- エ：所得税は令和8年12月31日、消費税は令和9年1月31日

正答：ウ

- ア：× 消費税は3月31日。
- イ：× 所得税は3月15日。
- ウ：○ 税目ごとに法定申告期限が異なる。
- エ：× いずれも原則期限と異なる。

総合解説：個人事業者は所得税と消費税を別々の期限で管理する。

Q112 住民税・個人事業税 [基礎]

問題：個人住民税の所得割について、最も適切な説明はどれか。

- ア：その日の所得だけで毎日計算する
- イ：翌年の予想所得だけで課税する
- ウ：所得に関係なく所得割は全員同額
- エ：原則として前年の所得金額を基礎に課税される

正答：エ

- ア：× 前年の年所得を基礎にする。
- イ：× 前年所得を用いる。
- ウ：× 所得割は所得金額に応じる。
- エ：○ 個人住民税所得割は前年所得課税。

総合解説：所得税が現年所得課税であるのに対し、住民税は原則前年所得を基礎とする。

Q113 住民税・個人事業税 [基礎]

問題：東京都内の一般的な個人住民税の所得割の標準的な税率の合計として、最も適切なのはどれか。

- ア．10％（都民税4％＋区市町村民税6％）
- イ．5％。都民税だけで完結する
- ウ．15％。所得税最低税率を加算する
- エ．20.315％。上場株式課税の所得税等込み税率を用いる

正答：ア

ア：○ 所得割の標準税率は合計10％。

イ：× 区市町村民税もある。

ウ：× 住民税所得割自体は標準10％。

エ：× 一般の住民税所得割とは異なる。

総合解説：分離課税所得などには別税率があるが、総合課税の所得割標準税率は10％。

Q114 住民税・個人事業税 [標準]

問題：個人住民税の所得割・均等割について住所地を判定する基準日として、最も適切なのはどれか。

- ア．その年の12月31日現在だけ
- イ．その年の1月1日現在の住所地
- ウ．確定申告書を提出した日の住所地だけ
- エ．前年の4月1日現在だけ

正答：イ

ア：× 賦課期日は1月1日。

イ：○ 1月1日現在の住所地の自治体が原則課税する。

ウ：× 住民税の賦課期日で判定。

エ：× 1月1日基準。

総合解説：年の途中で転居しても、その年度住民税は1月1日現在の住所地が基本。

Q115 住民税・個人事業税 [標準]

問題：給与所得者の個人住民税の『特別徴収』について、最も適切な説明はどれか。

- ア：本人が税務署へ法人税として納める方法
- イ：銀行が預金利子から20.315%を徴収する方法
- ウ：勤務先が毎月の給与から住民税を差し引き、自治体へ納入する方法
- エ：住民税が免除される制度

正答：ウ

ア：× 住民税は地方税であり法人税ではない。

イ：× 利子所得の源泉課税と混同。

ウ：○ 給与所得者の住民税は原則特別徴収で納付する。

エ：× 徴収方法であって免税制度ではない。

総合解説：所得税の源泉徴収と住民税の特別徴収は似ているが、税目・計算時期が異なる。

Q116 住民税・個人事業税 [標準]

問題：所得税と個人住民税の人的控除について、最も適切な説明はどれか。

- ア：すべての所得控除額が所得税と住民税で完全に同じ
- イ：住民税には所得控除が一切ない
- ウ：所得税で控除を受ければ住民税額も必ず同額減る
- エ：控除の種類が共通でも控除額が異なるものがあるため、所得税の課税所得をそのまま住民税計算へ流用できない

正答：エ

ア：× 人的控除額に差がある。

イ：× 各種所得控除がある。

ウ：× 税率や控除額が異なる。

エ：○ 基礎控除・配偶者控除・扶養控除等には所得税と住民税で差がある。

総合解説：住民税には人的控除差に対応する調整控除等の仕組みもある。

Q117 住民税・個人事業税 [標準]

問題：1年間事業を行った個人に係る個人事業税の事業主控除額として、最も適切なのはどれか。

ア：年間290万円。1年間事業を行った場合の事業主控除額である

イ：年間65万円。給与所得控除の最低保障額を用いる

ウ：年間800万円。中小法人の法人税軽減税率区分を用いる

エ：年間2,000万円。給与所得者の確定申告基準を用いる

正答：ア

ア：○ 個人事業税の事業主控除は年間290万円。

イ：× 別税目・別制度。

ウ：× 法人税の区分と混同。

エ：× 別制度。

総合解説：営業期間が1年未満の場合は事業主控除を月割りする。

Q118 住民税・個人事業税 [応用]

問題：所得税の青色申告決算で、青色申告特別控除65万円控除後の事業所得が500万円であった。個人事業税では青色申告特別控除を適用しないものとし、他の調整を無視する。事業主控除前の所得金額はいくらか。

ア：435万円。さらに65万円を差し引く

イ：565万円

ウ：500万円。所得税の青色控除後所得をそのまま使う

エ：630万円。65万円を2回加算する

正答：イ

ア：× 個人事業税では加算して戻す。

イ：○ 個人事業税では青色申告特別控除を適用しないため、500万円 + 65万円 = 565万円へ戻す。

ウ：× 青色申告特別控除は個人事業税にはない。

エ：× 1回だけ加算する。

総合解説：所得税と個人事業税では所得計算上の控除が一致しない点が頻出。

Q119 住民税・個人事業税 [応用]

問題：第1種事業を1年間営み、個人事業税の各種調整後所得が600万円である。事業主控除290万円以外の控除を無視し、税率5%とすると個人事業税額はいくらか。

ア：30万円。事業主控除を差し引かない

イ：14万5,000円。290万円に5%を掛ける

ウ：15万5,000円

エ：31万円。税率を10%とする

正答：ウ

ア：× 290万円を控除する。

イ：× 課税標準は差額310万円。

ウ：○ $(600\text{万円} - 290\text{万円}) \times 5\% = 15\text{万}5,000\text{円}$ 。

エ：× 第1種事業の条件は5%。

総合解説：個人事業税は法定業種・税率を確認し、事業主控除後の課税標準へ税率を掛ける。

Q120 住民税・個人事業税 [標準]

問題：東京都の個人事業税の税率について、最も適切な説明はどれか。

ア：すべての個人事業が一律10%

イ：医業・弁護士業などの第3種事業はすべて非課税

ウ：業種に関係なく所得税率と同じ超過累進税率を使う

エ：物品販売業など多くの第1種事業は5%で、あん摩・マッサージ・はり・きゅう・柔道整復等の一定の第3種事業は3%である

正答：エ

ア：× 業種別税率。

イ：× 多くは5%。

ウ：× 個人事業税は法定業種ごとの比例税率。

エ：○ 個人事業税は法定業種ごとに3%・4%・5%など税率が異なる。

総合解説：個人事業税は『所得があるか』だけでなく法定業種に該当するかを先に判定する。

Q121 法人税の基礎 [基礎]

問題：法人税の各事業年度の所得金額を考える基本的な関係として、最も適切なのはどれか。

ア：益金の額から損金の額を差し引き、税法上必要な調整を行って所得金額を計算する

イ：売上高に法人税率を直接掛けて所得税額を求める

ウ：資本金だけを課税所得として扱う

エ：会計上の当期純利益と税務上の所得は常に完全一致する

正答：ア

ア：○ 法人税は会計上の利益をそのまま使うのではなく、益金・損金の税務調整を行う。

イ：× 課税対象は原則売上高そのものではなく所得。

ウ：× 資本金は各事業年度所得のものではない。

エ：× 税法上の申告調整で差が生じる。

総合解説：法人税では会計利益を出発点に、損金不算入・益金不算入等を調整して課税所得を求める。

Q122 法人税の基礎 [基礎]

問題：普通法人の法人税率について、一定の中小法人等への軽減税率部分を除く基本税率として、最も適切なのはどれか。

ア：10%。消費税の標準税率を法人税率として用いる

イ：23.2%。一定の中小法人等の軽減税率部分を除く普通法人の基本税率である

ウ：15%。中小法人等の年800万円以下部分の軽減税率だけを基本税率とする

エ：30%。現行の普通法人基本税率として一律適用する

正答：イ

ア：× 税目が異なる。

イ：○ 普通法人の基本税率は23.2%。

ウ：× 軽減部分の率。

エ：× 現行基本率ではない。

総合解説：法人税率は法人区分・所得額・事業年度により軽減特例の適用を確認する。

Q123 法人税の基礎 [基礎]

問題：資本金1億円以下の普通法人で一定の中小法人等に該当し、所得金額の年平均額が10億円以下である事業年度について、年800万円以下の所得部分に適用される法人税率として最も適切なのはどれか。

ア：17%。所得年平均10億円超の事業年度に適用される率を用いる

イ：23.2%。軽減税率を適用せず基本税率だけを用いる

ウ：15%。所得年平均10億円以下の一定の中小法人等について年800万円以下部分に適用される

エ：5%。個人事業税等の税率を法人税に用いる

正答：ウ

ア：× 10億円以下という条件。

イ：× 要件を満たす年800万円以下部分は軽減。

ウ：○ この条件では15%。

エ：× 法人税率ではない。

総合解説：2025年度改正により、所得年平均10億円超の事業年度は年800万円以下部分が17%となる点も区別する。

Q124 法人税の基礎 [基礎]

問題：法人税の確定申告書の原則的な提出期限として、最も適切なのはどれか。

ア：事業年度終了日の翌日から10日以内

イ：すべての法人で毎年3月15日

ウ：事業年度終了後5年以内ならいつでもよい

エ：事業年度終了の日の翌日から2か月以内

正答：エ

ア：× 原則期限ではない。

イ：× 個人所得税の期限と混同。

ウ：× 法定申告期限がある。

エ：○ 法人税の確定申告は原則事業年度終了日の翌日から2か月以内。

総合解説：申告期限延長特例がある場合を除き、原則2か月以内に申告・納付する。

Q125 法人税の基礎 [標準]

問題：一定の中小法人等で所得金額1,200万円、年800万円以下部分15%、800万円超部分23.2%が適用されるとする。法人税額はいくらか。税額控除等は無視する。

ア．212万8,000円

イ．180万円。1,200万円全額へ15%を適用する

ウ．278万4,000円。全額へ23.2%を適用する

エ．120万円。800万円以下部分だけ計算して超過部分は無視する

正答：ア

ア：○ $800\text{万円} \times 15\% + 400\text{万円} \times 23.2\% = 120\text{万円} + 92\text{万}8,000\text{円} = 212\text{万}8,000\text{円}$ 。

イ：× 800万円超部分は23.2%。

ウ：× 年800万円以下部分には軽減税率。

エ：× 400万円部分の法人税も必要。

総合解説：段階税率は所得全額へ一つの税率を掛けるのではなく区分ごとに計算する。

Q126 法人税の基礎 [標準]

問題：令和7年4月1日以後開始事業年度で、一定の中小法人等の所得金額の年平均額が10億円を超える場合、年800万円以下部分の法人税率として最も適切なのはどれか。

ア．15%。所得規模に関係なく常に同率

イ．17%

ウ．23.2%。中小法人の軽減区分自体が完全に消える

エ．0%。大きな所得ほど年800万円以下部分が非課税

正答：イ

ア：× 10億円超の事業年度には見直しがある。

イ：○ 2025年度改正により、所得金額の年平均額10億円超の事業年度は軽減税率部分が17%となる。

ウ：× この条件では年800万円以下部分17%。

エ：× そのような制度ではない。

総合解説：中小法人という法人規模だけでなく所得規模にも軽減税率の制限が設けられている。

Q127 法人税の基礎 [標準]

問題：会計上費用に計上した100万円が法人税法上は全額損金不算入となる場合、課税所得計算上の基本的な調整として最も適切なのはどれか。

- ア：会計利益からさらに100万円を減算する
- イ：税務調整を一切行わず費用計上額をそのまま損金とする
- ウ：会計利益に100万円を加算する方向の申告調整を行う
- エ：資本金から100万円を減額する

正答：ウ

ア：× 損金不算入なので逆。

イ：× 税法上の損金不算入を反映する。

ウ：○ 会計費用として利益を減らしているが税務上損金と認めないため加算する。

エ：× 課税所得の申告調整とは異なる。

総合解説：損金不算入は加算、益金不算入は減算という基本方向を押さえる。

Q128 法人税の基礎 [標準]

問題：青色申告書を提出した法人の欠損金について、現行制度の繰越控除期間として最も適切なのはどれか。

- ア：原則1年。欠損金の繰戻し期間と混同する
- イ：原則3年。個人事業税等の一定の損失繰越と混同する
- ウ：無期限。期限なく将来所得から控除できる
- エ：原則10年。一定の青色欠損金を後の事業年度へ繰り越せる期間である

正答：エ

ア：× 繰越控除期間は10年。

イ：× 法人青色欠損金は原則10年。

ウ：× 繰越期間は定められている。

エ：○ 現行の繰越期間は原則10年。

総合解説：実際の控除限度額には法人規模等による制限があるため、期間と限度を分けて理解する。

Q129 法人税の基礎 [標準]

問題：法人に課される税について、最も適切な説明はどれか。

ア：国税である法人税とは別に、法人住民税や法人事業税など地方税の負担もあり得る

イ：法人税を納めれば地方税は法律上すべて免除される

ウ：法人住民税は個人だけに課され法人には存在しない

エ：法人事業税は国税であり税務署だけが課税する

正答：ア

ア：○ 法人の実効税負担は法人税だけでは構成されない。

イ：× 地方税が別途課される。

ウ：× 法人住民税がある。

エ：× 地方税である。

総合解説：FPでは法人税率と法人実効税率を混同せず、国税・地方税の構成を意識する。

Q130 法人税の基礎 [標準]

問題：防衛特別法人税の課税対象となる事業年度について、2026年4月1日基準で最も適切な説明はどれか。

ア：令和8年4月1日前に終了したすべての過去事業年度へ遡及する

イ：法人の令和8年4月1日以後に開始する各事業年度が原則対象となる

ウ：令和10年以後開始事業年度だけが対象

エ：個人の給与所得だけに課税され法人には関係しない

正答：イ

ア：× 原則令和8年4月1日以後開始。

イ：○ 防衛特別法人税は令和8年4月1日以後開始事業年度から課税。

ウ：× 開始時期が異なる。

エ：× 法人を納税義務者とする付加税。

総合解説：2026年4月1日は防衛特別法人税の開始基準日そのものであり、タックス分野の新制度として重要。

Q131 法人税の基礎 [応用]

問題：防衛特別法人税の計算上、一定の調整後の基準法人税額が800万円、年500万円の基礎控除を全額使えるとする。税率4%である場合、防衛特別法人税額はいくらか。

ア：32万円。基礎控除500万円を差し引かず800万円×4%とする

イ：300万円。基礎控除後金額をそのまま税額とする

ウ：12万円

エ：20万円。500万円×4%だけを税額とする

正答：ウ

ア：× 基礎控除を適用する。

イ：× 税率4%を掛ける。

ウ：○ $(800\text{万円} - 500\text{万円}) \times 4\% = 12\text{万円}$ 。

エ：× 課税標準は基準法人税額から基礎控除を引いた300万円。

総合解説：防衛特別法人税は法人所得そのものではなく、一定の基準法人税額から基礎控除を差し引いた額を課税標準とする。

Q132 法人税の基礎 [応用]

問題：税引前会計利益1,000万円に、損金不算入100万円と益金不算入40万円の税務調整だけがある。法人税の課税所得はいくらか。

ア：940万円。損金不算入を減算し益金不算入を加算する

イ：1,140万円。益金不算入40万円も加算する

ウ：1,000万円。税務調整を無視する

エ：1,060万円

正答：エ

ア：× 調整方向が逆。

イ：× 益金不算入は減算。

ウ：× 会計利益と税務所得は調整される。

エ：○ $1,000\text{万円} + \text{損金不算入}100\text{万円} - \text{益金不算入}40\text{万円} = 1,060\text{万円}$ 。

総合解説：法人税申告では会計利益から加算・減算調整を積み上げる。

Q133 役員給与・交際費・減価償却 [基礎]

問題：法人税法上、役員給与について損金算入が認められる代表的な類型の組合せとして最も適切なのはどれか。

ア：定期同額給与・事前確定届出給与・一定の業績連動給与

イ：臨時に自由な金額で支払う役員賞与だけ

ウ：役員への給与は種類に関係なく全額損金不算入

エ：役員給与はすべて交際費として処理する

正答：ア

ア：○ これらのいずれかに該当する役員給与は要件を満たせば損金算入できる。

イ：× 所定類型に該当しない給与は原則損金不算入。

ウ：× 所定要件を満たすものは損金算入可能。

エ：× 給与と交際費は別。

総合解説：役員給与は恣意的な利益調整を防ぐため、損金算入要件が一般従業員給与より厳格。

Q134 役員給与・交際費・減価償却 [基礎]

問題：形式上は定期同額給与に該当する役員給与であっても、その一部が不相当に高額と認定される場合の法人税上の取扱いとして最も適切なのはどれか。

ア：定期同額なら金額に上限なく必ず全額損金になる

イ：不相当に高額な部分は損金算入が認められない

ウ：高額部分は自動的に減価償却費へ振り替える

エ：高額部分は必ず非課税売上となる

正答：イ

ア：× 過大部分の制限がある。

イ：○ 所定類型に該当しても不相当に高額な部分は損金不算入。

ウ：× 役員給与の税務処理である。

エ：× 消費税の売上区分ではない。

総合解説：形式要件と金額の相当性の双方を確認する。

Q135 役員給与・交際費・減価償却【標準】

問題：役員へ夏季賞与として所定の日に200万円を支給する計画について、損金算入を目指す場合の基本的な考え方として最も適切なのはどれか。

ア：支給後に利益を見て自由に金額を決めても必ず損金になる

イ：役員賞与は届出や条件にかかわらず必ず損金不算入

ウ：所定の時期・確定額をあらかじめ定め、原則として期限までに事前確定届出給与の届出を行い、その定めどおり支給する

エ：賞与は役員給与ではなく減価償却費として処理する

正答：ウ

ア：× 事前に確定した内容に基づくことが重要。

イ：× 事前確定届出給与なら認められ得る。

ウ：○ 役員賞与を損金算入するには事前確定届出給与等の要件を満たす必要がある。

エ：× 給与である。

総合解説：事前確定届出給与は『事前に時期と額を確定し、そのとおり支給』が中心。

Q136 役員給与・交際費・減価償却【標準】

問題：法人が得意先との飲食に支出した費用について、交際費等から除外される一定の飲食費の基準として、現行制度上最も適切なのはどれか。

ア：1人当たり1,000円以下だけが除外対象

イ：金額に関係なく得意先との飲食費は必ず全額交際費等となる

ウ：社内役員・従業員だけの飲食費も同じ基準で必ず除外される

エ：一定の記録要件を満たす1人当たり1万円以下の飲食費は、原則として交際費等から除外される

正答：エ

ア：× 基準額が異なる。

イ：× 一定額以下飲食費の除外がある。

ウ：× 専ら内部者に対する飲食は除外規定の対象外。

エ：○ 2024年4月1日以後支出分は1人当たり1万円以下基準。

総合解説：交際費等の範囲判定と、損金算入限度額の計算は別段階。

Q137 役員給与・交際費・減価償却 [標準]

問題：一定の中小法人が交際費等を支出した場合の損金算入特例について、最も適切な説明はどれか。

ア：年800万円までの定額控除限度額方式と、接待飲食費の50%損金算入方式を選択適用できる場合がある

イ：交際費等は中小法人なら金額無制限で全額損金

ウ：年800万円方式と50%方式は必ず両方を重ねて二重控除する

エ：接待飲食費は1円も損金算入できない

正答：ア

ア：○ 中小法人は要件を満たせば2方式から有利な方を選択できる。

イ：× 限度がある。

ウ：× 選択適用。

エ：× 50%方式等がある。

総合解説：中小法人の交際費税務では、除外交際費の判定後に特例方式を比較する。

Q138 役員給与・交際費・減価償却 [応用]

問題：一定の中小法人が年間交際費等1,000万円を支出し、その全額が接待飲食費であるとする。年800万円定額控除方式と接待飲食費50%方式だけを比較した場合、損金算入額が多いのはどちらか。

ア：50%方式で1,000万円全額損金になる

イ：年800万円定額控除方式で、損金算入額は800万円

ウ：50%方式で損金算入額800万円になる

エ：どちらも損金算入額0円

正答：イ

ア：× 50%なら500万円。

イ：○ 定額方式800万円に対し50%方式は1,000万円×50% = 500万円なので定額方式が有利。

ウ：× 計算上500万円。

エ：× 特例により一定額を損金算入できる。

総合解説：交際費特例は支出構成により有利不利が変わるため計算比較する。

Q139 役員給与・交際費・減価償却 [標準]

問題：法人が現在取得する建物の税務上の減価償却方法として、最も適切なのはどれか。

ア：定率法を自由に選択できる

イ：生産高比例法だけ

ウ：定額法

エ：減価償却しない

正答：ウ

ア：× 建物は定額法のみ。

イ：× 一般建物の方法ではない。

ウ：○ 平成10年4月1日以後取得建物は定額法（旧制度対象を除く）。

エ：× 土地と異なり建物は減価償却資産。

総合解説：平成28年4月1日以後取得の建物附属設備・構築物も定額法のみ。

Q140 役員給与・交際費・減価償却 [標準]

問題：事業用の土地と建物を購入した場合の減価償却について、最も適切な説明はどれか。

ア：土地も建物も必ず同じ耐用年数で償却する

イ：土地だけを減価償却し建物は償却しない

ウ：土地購入額は取得年度に必ず全額損金算入する

エ：建物は減価償却対象となるが、土地は時の経過で価値が減耗する資産として扱わないため減価償却しない

正答：エ

ア：× 土地は償却しない。

イ：× 逆。

ウ：× 資産計上される。

エ：○ 土地は非減価償却資産。

総合解説：土地建物一括取得では取得価額を合理的に区分して建物部分を償却する。

Q141 役員給与・交際費・減価償却【応用】

問題：取得価額1,000万円の減価償却資産に定額法の償却率0.100を適用し、1年間事業供用したとする。単純化して償却限度額はいくらか。

ア．100万円

イ．10万円。償却率を1％として計算する

ウ．1,000万円。取得価額全額を1年で償却する

エ．900万円。取得価額から償却率0.100を直接引く

正答：ア

ア：○ $1,000\text{万円} \times 0.100 = 100\text{万円}$ 。

イ：× 0.100は10％。

ウ：× 定額法の償却率を用いる。

エ：× 率を金額へ掛けて償却費を求める。

総合解説：定額法は原則『取得価額×定額法償却率』を基礎に各期償却限度額を求める。

Q142 消費税・インボイスの基礎【基礎】

問題：消費税・地方消費税を合わせた現行税率として、最も適切な組合せはどれか。

ア．標準税率8％、軽減税率5％

イ．標準税率10％、軽減税率8％

ウ．標準税率20％、軽減税率10％

エ．すべての商品・サービスが一律10％で軽減税率は存在しない

正答：イ

ア：× 現行税率ではない。

イ：○ 標準税率10％、対象飲食料品等の軽減税率8％。

ウ：× 現行税率ではない。

エ：× 複数税率。

総合解説：軽減税率は酒類・外食を除く飲食料品等の一定取引に適用。

Q143 消費税・インボイスの基礎 【基礎】

問題：一般課税による消費税の基本的な納付税額の考え方として、最も適切なのはどれか。

- ア：売上高全額をそのまま消費税額として納付する
- イ：利益額だけに一律10%を掛ける
- ウ：売上げに係る消費税額から、要件を満たす仕入れ等に係る消費税額を控除して計算する
- エ：仕入れ税額だけを納付する

正答：ウ

ア：× 売上税額から仕入税額等を控除する。

イ：× 消費税は所得課税ではない。

ウ：○ 仕入税額控除により税の累積を排除する。

エ：× 基本的に売上税額 - 仕入税額。

総合解説：インボイス制度は主として仕入税額控除の証憑要件に関係する。

Q144 消費税・インボイスの基礎 【基礎】

問題：消費税の事業者免税点制度について、原則的な説明として最も適切なのはどれか。

- ア：基準期間の課税売上高が1,000万円以下ならインボイス登録中でも必ず免税
- イ：課税売上高が1円でもあればすべての事業者が必ず課税事業者
- ウ：免税事業者は希望しても課税事業者を選択できない
- エ：基準期間および特定期間の課税売上高等が所定要件で1,000万円以下なら免税事業者となり得るが、インボイス発行事業者の登録中は免税にならない

正答：エ

ア：× 登録中は免税事業者にならない。

イ：× 免税点制度がある。

ウ：× 課税事業者選択やインボイス登録が可能。

エ：○ 免税点制度とインボイス登録の関係に注意。

総合解説：消費税の納税義務判定は基準期間・特定期間・選択届出・インボイス登録などを順に確認する。

Q145 消費税・インボイスの基礎【標準】

問題：消費税の簡易課税制度を選択できる事業者の基準期間における課税売上高の要件として、最も適切なのはどれか。

- ア：5,000万円以下
- イ：1,000万円以下だけ
- ウ：1億円以下
- エ：売上高に上限はない

正答：ア

ア：○ 基準期間課税売上高5,000万円以下等の事業者が届出等の要件を満たせば簡易課税を選択できる。

イ：× 1,000万円は免税点の基準。

ウ：× 簡易課税の現行上限ではない。

エ：× 5,000万円以下の要件。

総合解説：簡易課税は実額仕入税額ではなく事業区分別のみなし仕入率で計算する。

Q146 消費税・インボイスの基礎【標準】

問題：適格請求書（インボイス）の記載事項として必要なものに含まれる組合せとして、最も適切なのはどれか。

- ア：発行者の名称だけあれば金額や税率は不要
- イ：発行事業者の名称・登録番号、取引年月日、取引内容、税率ごとの対価額・適用税率・消費税額等、交付先の名称など
- ウ：登録番号は記載してはならない
- エ：取引年月日や取引内容は一切不要

正答：イ

ア：× 税率ごとの対価額・消費税額等が必要。

イ：○ 適格請求書には正確な適用税率と消費税額を伝える所定事項が必要。

ウ：× 登録番号は重要な記載事項。

エ：× 所定記載事項に含まれる。

総合解説：請求書という名称でなくても、所定事項を満たす領収書・納品書等はインボイスとなり得る。

Q147 消費税・インボイスの基礎【標準】
問題：インボイス制度の下で一般課税事業者が仕入税額控除を受けるための原則的な要件として、最も適切なのはどれか。
ア．口頭で仕入先名を覚えていれば書類保存は一切不要
イ．インボイスだけ保存すれば帳簿は絶対不要
ウ．法定事項を記載した帳簿と適格請求書等を保存する
エ．仕入税額控除には売上の請求書だけあればよい

正答：ウ
ア：× 原則保存要件がある。
イ：× 帳簿保存も原則必要。
ウ：○ 仕入税額控除には帳簿と請求書等の保存が原則必要。
エ：× 仕入れに係る帳簿・請求書等が必要。
総合解説：少額特例・公共交通機関特例など例外はあるが、原則を先に押さえる。

Q148 消費税・インボイスの基礎【標準】
問題：2026年4月1日現在、免税事業者がインボイス登録を機に課税事業者となった場合の2割特例について、最も適切な説明はどれか。
ア．すべての課税事業者が売上規模に関係なく永久に使える
イ．納付税額を売上税額の8割とする制度
ウ．適用には必ず事前の2割特例届出書を5年前に提出する
エ．要件を満たす課税期間では、納付税額を売上税額の2割とすることができ、適用期間は令和8年9月30日までの日の属する課税期間までである

正答：エ
ア：× 対象・期間に要件がある。
イ：× 納付税額を2割とする。
ウ：× 申告時に適用の旨を付記する仕組み。
エ：○ 2割特例はインボイス移行負担を軽減する経過措置。
総合解説：2割特例は2026年4月1日時点で現に適用期間中だが、恒久制度ではない。

Q149 消費税・インボイスの基礎【応用】

問題：2割特例の適用要件を満たす事業者について、売上げに係る消費税額が100万円である場合、2割特例による納付税額はいくらか。調整項目はないものとする。

- ア．20万円
- イ．80万円。売上税額の8割を納付する
- ウ．100万円。仕入税額控除を一切考慮しない
- エ．2万円。2%を掛ける

正答：ア

- ア：○ $100\text{万円} \times 20\% = 20\text{万円}$ 。
- イ：× 2割特例は納付税額を売上税額の2割とする。
- ウ：× 2割特例を適用する条件。
- エ：× 20%を掛ける。

総合解説：2割特例は実額仕入税額の集計負担を軽減し、売上税額だけから納付税額を計算できる。

Q150 消費税・インボイスの基礎【応用】

問題：2026年4月1日に、一般課税を採用する課税事業者がインボイス発行事業者ではない免税事業者から課税仕入れを行った。所定の帳簿・請求書等の保存要件を満たす場合の経過措置として、最も適切な説明はどれか。

- ア．インボイスがなければ経過措置もなく1円も控除できない
- イ．仕入税額相当額の80%を仕入税額とみなして控除できる経過措置の期間内である
- ウ．仕入税額相当額の100%を恒久的に控除できる
- エ．2026年4月1日には既に30%控除期間へ移行している

正答：イ

- ア：× 制度開始後の経過措置がある。
- イ：○ 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの課税仕入れは80%控除の経過措置が基本。
- ウ：× 全額控除ではなく80%経過措置。
- エ：× 4月1日は80%期間内。

総合解説：法令基準日時点では80%経過措置が現に適用中。将来の段階的縮小と混同しない。